

広島市地域防災計画の修正(案)について
新旧対照表
(その他の技術的な修正)

広島市地域防災計画の修正(案)目次

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	第1 防災拠点施設等の機能確保	1
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第6節 避難体制の整備	第7 多様な避難所の確保	2
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第6節 避難体制の整備	第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組	3
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第7節 防災教育・訓練及び調査研究	第1 防災知識の普及	4
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	第3 避難行動要支援者に係る支援体制	5
基本・風水害対策編	第2章 災害予防計画	第13節 広域的な受援計画の策定	—	6
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	—	7
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	第1 情報の収集・伝達体制	13
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第3節 情報の収集及び伝達	—	15
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第4節 災害広報・公聴の実施	第1 広報活動	16
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第4 避難誘導	17
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第5節 避難対策	第6 指定緊急避難場所の開設等	18
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第6節 食品・生活必需品の給与等	第1 物資の調達	20
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第6節 食品・生活必需品の給与等	—	22
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第6節 食品・生活必需品の給与等	第2 救援物資の受入等	23
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第7節 給水及び上水道施設応急対策	第3 給水対策	25
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第13節 遺体の捜索・収容及び火葬等対策	第3 遺体の検案	26
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第14節 保健衛生及び防疫対策	第1 保健衛生対策部の設置 第2 被災者の健康管理 第3 防疫活動 第4 衛生監視 第5 特定動物の監視	27
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第18節 輸送対策	第3 緊急輸送対策	32
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第20節 住宅等応急対策	第3 応急仮設住宅等の供与	35
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第26節 応援要請及び協力要請	第1 公共的団体等への協力要請	36
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第26節 応援要請及び協力要請	第3 国及び他の地方協力団体等への応援要請	40
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第26節 応援要請及び協力要請	第4 自衛隊への災害派遣要請 第5 緊急消防援助隊への応援等要請	44
基本・風水害対策編	第3章 災害応急対策	第27節 災害ボランティアの受入	1 市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置	45
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興計画	第3節 生活援護計画	第7 市税の減免等	46

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興計画	第4節 企業等援護計画	第1 農林漁業関係の融資	48
基本・風水害対策編	第4章 災害復旧・復興計画	第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画	—	51
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第1節 電力施設	—	52
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4節 交通輸送施設	第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部	58
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4節 交通輸送施設	第4 日本通運株式会社	62
基本・風水害対策編	第5章 公益事業等防災計画	第4節 交通輸送施設	第5 広島電鉄株式会社	63
水防計画	第7章 雑則	—	別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所	64
水防計画	第7章 雑則	—	別表第2 水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統	65
水防計画	第7章 雑則	—	別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達	66
水防計画	第7章 雑則	—	別表第4 水防上重要な場所	67
水防計画	第7章 雑則	—	別表第7 国及び県の所有する備蓄資機材	71
震災対策編	第2章 震災予防計画	第3節 市街地の整備	第2 既成市街地の整備	72
震災対策編	第2章 震災予防計画	第5節 地盤災害による被災の防止	第2 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被災防止対策	73
震災対策編	第2章 震災予防計画	第12節 保健衛生・ごみ処理・防疫・遺体の火葬体制の整備	第1 保健衛生活動・ごみ処理体制の整備 第2 防疫活動体制の整備 第3 遺体の火葬体制の確立	74
震災対策編	第2章 震災予防計画	第13節 避難体制の整備	第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	75
震災対策編	第3章 震災応急対策	第2節 災害応急組織の編成・運用	—	76
震災対策編	第3章 震災応急対策	第8節 停電応急対策	2 公共施設の機能確保	77
震災対策編	第7章 危険物等災害対策	第5節 災害応急対策	別表8	78
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	1 広島港湾区域 2 港湾施設	79
都市災害対策編	第2章 海上災害対策	第5節 災害応急対策	資料2 公共けい留施設の現況 資料3 大型旅客船の入港状況	81
都市災害対策編	第4章 鉄道災害対策	第2節 市域における鉄道施設等の現況	—	82
都市災害対策編	第4章 鉄道災害対策	—	資料1 鉄軌道施設の概要	83
都市災害対策編	第5章 道路災害対策	—	資料1 高速道路等の概要	84
都市災害対策編	第7章 危険物等災害対策	第2節 市域における危険物等施設の現況	2 毒劇物施設の現況	85
都市災害対策編	第7章 危険物等災害対策	第5節 災害応急対策	別表8	86

修 正 前

基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	
第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	
	28

第1 防災拠点施設等の機能確保

1 防災拠点施設

(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」

区分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所等	(略)	(略)
<u>輸送拠点</u> _____	○食料・飲料水・生活必需品・ <u>医薬品等救援物資</u> の <u>受入及び集配場としての機能</u>	<u>広島市民球場（マツダスタジアム）、県立広島産業会館、中小企業会館、東区スポーツセンター、安佐北区スポーツセンター、安芸区スポーツセンター、広島サンプラザホール、東部市場、中央市場、草津岸壁、草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区、宇品内港地区、城南中学校、太田川河川敷</u>
<u>備蓄拠点</u>	○食料・飲料水・生活必需品・ <u>災害対策用市機材等の物資を備えておく機能</u>	<u>指定避難所（生活避難場所）となる市立小中学校、広島市総合防災センター等</u> _____
_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____
災害ボランティア活動拠点	(略)	(略)
給水拠点	(略)	(略)

修 正 後		
修 正 理 由		
○ 「県内市町救援物資補給輸送拠点施設平成28年度県現地調査」を踏まえ、救援物資補給拠点候補場所を精選・削除、救援物資補給輸送拠点として運用可能な屋外施設を追加。		
○ 救援物資備蓄拠点を正確に記述。		
○ 救援物資補給輸送拠点としては不適であるが、輸送拠点として運用可能なものを区分して記述。		
第1 防災拠点施設等の機能確保		
1 防災拠点施設		
(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」		
区分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所等	(略)	(略)
<u>救援物資 備蓄拠点</u>	○食料・_____生活必需品・ <u>災害対策用市機材等の物資を備えておく</u> 機能	<u>指定避難所（生活避難場所）となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</u> _____ _____
<u>輸送拠点</u>	○ <u>各種物資の輸送端末地となる機能</u> _____	<u>東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷</u>
<u>救援物資 補給輸送拠点 （2次拠点）</u>	○食料・飲料水・生活必需品・ <u>医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能</u>	<u>広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター</u>
災害ボランティア活動拠点	(略)	(略)
給水拠点	(略)	(略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35
第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組《危機管理室災害予防課____、各区地域起こし推進課、各消防署》 2 避難情報の伝達手段の充実 住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。 _____ _____	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 提言「災害時にきめ細やかな情報発信ができる「市防災情報メール」の活用を促進するため、「市防災情報メール」による受信訓練を行うとともに、総合防災訓練をはじめ多くの住民が集まる行事などを通じて、「市防災情報メール」の登録促進を図るべきである。また、「市防災情報メール」は、行政区単位で発信しているため、登録者が必要とする地区以外の情報も頻繁に受信され、本来必要とする情報を見逃すおそれがある。そのため、防災情報を行政区単位から小学校区単位で発信可能となるシステムの構築を検討すべきである。」を反映する。
第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組《危機管理室災害予防課・ <u>災害対策課</u> 、各区地域起こし推進課、各消防署》 2 避難情報の伝達手段の充実 住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。 <u>特に、広島市防災情報メールについては、小学校区ごとにきめ細やかな災害情報提供が可能になるよう改修し、多くの市民が活用を図れるよう登録の徹底を進める。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 59
第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課》 防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、3日分以上、可能であれば1週間分程度の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等といった家庭での予防・安全対策、気象情報や災害情報等の防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動、家屋内、路上、自動車運転中等の様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。 このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。 (1) 広報の内容 主な広報の内容は、次のとおりとする。 ア 災害に関する一般知識 イ 災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保、避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所等の確認） (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 提言「ペットの同行避難が基本的に可能であることが、住民に十分周知されていないことから、市ホームページや広報紙を活用するとともに、飼い犬の登録時等の機会に、また、動物病院の協力を得て、飼い主に対する周知を徹底すべきである。」を反映する。	
第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課、 <u>動物管理センター</u> 》 防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、3日分以上、可能であれば1週間分程度の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等といった家庭での予防・安全対策、気象情報や災害情報等の防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動、家屋内、路上、自動車運転中等の様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。 このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）の防災情報、広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。 (1) 広報の内容 主な広報の内容は、次のとおりとする。 ア 災害に関する一般知識 イ 災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保、避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所等の確認、 <u>家庭動物との同行避難</u> 等） (略)	

修 正 前		
基本・風水害対策編 第 3 章 災害応急対策 第 2 節 災害応急組織の編成・運用		頁 88

表 3－2－2			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
企画 総務局	人事部	■福利課	1 災害対策本部要員の食糧に関すること
			<u>2</u> 他課の応援に関すること

修正後

修正理由

○ 平成 26 年 8 月及び平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害時において、災害対応の長期化が見込まれたことから、対応に従事する職員の心身に与える影響を考慮し、職員の健康管理等を実施した。

また、近年、全国的に大規模な自然災害が多発しており、大規模災害の対応に従事する職員の健康管理等も重要性を増していることから、現在、策定している「第 3 次広島市職員の心の健康づくり計画（計画期間：平成 31 年度から 5 年間）」においても、こうした取組を新たに位置付ける予定であり、本市の地域防災計画へも分掌事務として追記する。

表 3－2－2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
企画 総務局	人事部	■福利課	1 災害対策本部要員の食糧に関すること
			<u>2 災害対応に従事する職員の健康管理に関すること</u>
			<u>3 他課の応援に関すること</u>

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 90
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
健康福祉局	●健康福祉・地域共生社会課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 他の政令指定都市等に対する民生・衛生事業の応援要請に関する事 6 救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関する事 7 福祉避難所についての連絡調整に関する事 8 避難所の供与に関する事務の総括に関する事 9 被災者生活再建支援法に関する事 10 被災者支援の取りまとめに関する事 11 局の庶務に関する事 12 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事
	地域共生社会推進室	1 他課の応援に関する事
	監査指導室	1 他課の応援に関する事

修 正 後		
修 正 理 由 ○ 実態と異なるため。		
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
健康福祉局	●健康福祉・地域共生社会課 <u>(地域共生社会推進室、監査指導室含む。)</u>	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 他の政令指定都市等に対する民生・衛生事業の応援要請に関する事 6 救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関する事 7 福祉避難所についての連絡調整に関する事 8 避難所の供与に関する事務の総括に関する事 9 被災者生活再建支援法に関する事 10 被災者支援の取りまとめに関する事 11 局の庶務に関する事 12 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事
		—
		—

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 97
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
教育委員会事務局	総務部	●総務課 ■教育企画課 ■教育給与課
		1 事務局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の 局内の伝達に関する事 3 事務局職員の活動計画に関する事 4 並びに命令の伝達及び局内各課の連絡調整に関する事 5 事務局の所掌事務に係る情報 の取りまとめ及び 報告に関する事 6 事務局に属する職員の招集に関する事 7 事務局の庶務に関する事 8 災害対策本部事務局への 局内の要員の派遣に関する事 9 事務局の所掌事務に係る災害関係の予算及び資金に関する事
	■学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関する事 2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関する事 3 被災した児童・生徒の授業料 の減免・徴収猶予に関する事 4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関する事 5 二部授業の届出に関する事 6 学校物品の被災状況の調査に関する事
		1 学校施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 学校施設の使用及び収容に関する事 3 通学路に係る被害状況の取りまとめに関する事
	■育成課 ■放課後対策課	1 被災した児童・生徒の総合相談等に関する事 2 所管施設の防護に関する事
		1 所管施設の防護に関する事
	学校教育部	■教職員課
		1 被災後における部内の総合調整に関する事 2 教職員の防災体制計画に関する事
		学校事務センター
		1 所管施設の防護に関する事
		■健康教育課
		1 児童・生徒の避難指導に関する事 2 学校における保健衛生に関する事 3 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関する事 4 給食施設・設備の衛生管理に関する事
		学校給食センター
		1 所管施設の防護に関する事
	■指導第一課 ■指導第二課 ■特別支援教育課 ■生徒指導課	1 被災後における学校教育に係る調整に関する事 2 被災後における学校教育の指導計画に関する事
		1 被災後における学校教育の指導計画に関する事
		1 被災後における学校教育の指導計画に関する事
		1 被災後における学校教育の指導計画に関する事
	教育センター	1 所管施設の防護に関する事
教育機関		1 所管施設の防護に関する事
(略)		

修 正 後		
修 正 理 由 ○ 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正に伴い、当該計画の分掌事務についても変更する。 ○ 総務課、教育企画課及び教育給与課については、実態にそぐわない記載を削除・修正する。 ○ 学事課については、減免・徴収猶予対象に市立高等学校の受講料が含まれるため修正する。 ○ 学校給食センター及び教育センターについては、教育機関に含まれるため削除する。		
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務		
局等	部課等	分掌事務
教育委員会事務局	総務部	●総務課
		1 事務局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の 事務局内の伝達に関する事 3 事務局に属する 情報及び被害状況 の取りまとめ並びに報告に関する事 4 事務局に属する職員の招集に関する事 5 事務局の庶務に関する事 6 災害対策本部事務局への 事務局内の要員の派遣に関する事
		■教育企画課 ■教育給与課
	■学事課	1 他課の応援に関する事
		1 被災した児童・生徒の調査に関する事 2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関する事 3 被災した児童・生徒の授業料等の減免・徴収猶予に関する事 4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関する事 5 二部授業の届出に関する事 6 学校物品の被災状況の調査に関する事
		■施設課
	■育成課 ■放課後対策課	1 学校施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 学校施設の使用及び収容に関する事
		1 被災した児童・生徒の総合相談等に関する事 2 所管施設の防護に関する事
	学校教育部	■教職員課
		1 被災後における部内の総合調整に関する事 2 教職員の防災体制計画に関する事
		学校事務センター
		1 所管施設の防護に関する事
		■健康教育課
		1 児童・生徒の避難指導に関する事 2 学校における保健衛生に関する事 3 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関する事 4 給食施設・設備の衛生管理に関する事 5 通学路に係る被害状況の取りまとめに関する事
		■指導第一課
		1 被災後における学校教育に係る調整に関する事 2 被災後における学校教育の指導計画に関する事
	■指導第二課 ■特別支援教育課 ■生徒指導課	1 被災後における学校教育の指導計画に関する事
		1 被災後における学校教育の指導計画に関する事
教育機関		1 所管施設の防護に関する事
(略)		

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 98

表3-2-2

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
救援救護班	■市民課 ■保険年金課 ■生活課	1 遺体の収容及び火葬等対策に関する事 2 埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事 3 被災者の救援及び救助に関する事 4 救援物資等の保管、調達及び配給に関する事 5 食料の調達及び配給に関する事 6 炊出しに関する事 7 応急給水に関する事
	■健康長寿課	1 被災者の医療救護に関する事 2 区医師会の医療救護対策本部に関する事 3 医薬品等の調達に関する事 4 被災地の防疫に関する事 5 <u>臨時予防接種に関する事。</u>
	■保健福祉課	1 要配慮者等の安否確認及び援護等に関する事 2 福祉施設の被災状況に関する事 3 地域医療情報の伝達等に関する事

修 正 後	
修 正 理 由	○ 平成30年7月豪雨災害時の対応を踏まえ、保健衛生対策（救援救護班）にかかる分掌事務を修正する。

表3-2-2

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
救援救護班	■市民課 ■保険年金課 ■生活課	1 遺体の収容及び火葬等対策に関する事 2 埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事 3 被災者の救援及び救助に関する事 4 救援物資等の保管、調達及び配給に関する事 5 食料の調達及び配給に関する事 6 炊出しに関する事 7 応急給水に関する事
	■健康長寿課	1 被災者の医療救護に関する事 2 区医師会の医療救護対策本部に関する事 3 医薬品等の調達に関する事 4 被災地の防疫に関する事
	■保健福祉課	1 要配慮者等の安否確認及び援護等に関する事 2 福祉施設の被災状況に関する事 3 地域医療情報の伝達等に関する事

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 99
表3－2－3	
事務局担当任務	担当部局等
総務班	(略)
統制・検討班	(略)
情報班	(略)
監視班	(略)
広報班	(略)
集計班	(略)
各局担当班	(略)
各区担当班	(略)

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 広島市受援計画との整合性を図る。	
表3－2－3	
事務局担当任務	担当部局等
総務班	(略)
統制・検討班	(略)
情報班	(略)
監視班	(略)
広報班	(略)
集計班	(略)
各局担当班	(略)
各区担当班	(略)
受援班	<u>危機管理室（1～3）</u> <u>統制・検討班、各区連絡班の要員を配置換えする。</u> <u>物的受援のみ1、人的受援のみ2、人的受援物的受援両方3</u> <u>健康福祉局（1）</u> <u>物的受援を行う場合に限る。</u> <u>（救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を設置する場合、救援物資補給輸送拠点運営本部長・副本部長要員として、経済観光局（1）、道路交通局（1））</u>

修 正 前											
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 110										
第1 情報の収集・伝達体制 3 住民等への防災情報の伝達 (略) 本市から防災情報を提供する放送機関一覧											
<table><tr><td>日本放送協会広島放送局</td><td>(株)中国放送</td></tr><tr><td>広島テレビ放送(株)</td><td>(株)広島ホームテレビ</td></tr><tr><td>(株)テレビ新広島</td><td>広島エフエム放送(株)</td></tr><tr><td><u>(株)ひろしまケーブルテレビ</u></td><td><u>(株)ふれあいチャンネル</u></td></tr><tr><td>(株)中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr></table>		日本放送協会広島放送局	(株)中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	<u>(株)ひろしまケーブルテレビ</u>	<u>(株)ふれあいチャンネル</u>	(株)中国コミュニケーションネットワーク	
日本放送協会広島放送局	(株)中国放送										
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ										
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)										
<u>(株)ひろしまケーブルテレビ</u>	<u>(株)ふれあいチャンネル</u>										
(株)中国コミュニケーションネットワーク											

修 正 後

修 正 理 由

○ 社名変更。

第 1 情報の収集・伝達体制

3 住民等への防災情報の伝達

(略)

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)
<u>(株)ちゅピCOMひろしま</u>	<u>(株)ちゅピCOMふれあい</u>
(株)中国コミュニケーションネットワーク	

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達		頁 155

表3－3－7 用語の定義		
その他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	<u>地すべりが発生したものとする。</u>
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 施 設 被 害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道（断水）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
そ の 他	各項に該当しない被害とする。	

修 正 後		
修 正 理 由		
○ 土砂災害に関する現象の追加及び定義の記載（土石流、地すべり）の修正。		
表3－3－7 用語の定義		
その他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	<u>・土石流危険溪流において、土砂流出が発生した場合。</u> <u>・土石流危険溪流以外であっても、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設又は住宅に一部破損以上の被害が生じたもの及びこれら被害のおそれが生じたもの。</u>
	<u>地 す べ り</u>	<u>地すべりが発生した場合。</u>
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 施 設 被 害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道 （ 断 水 ）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話 （ 不 通 ）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気 （ 停 電 ）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス （ 停 止 ）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	そ の 他	各項に該当しない被害とする。

修 正 前																																						
基本・風水害対策編 第3章災害応急対策 第4節災害広報・公聴の実施		頁 156																																				
第1 広報活動																																						
(2) 広報事項																																						
<table><tr><th>広報事項</th><th>実施担当</th><th>実施方法（広報媒体）</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="5">・報道機関に依頼して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページを利用して行う方法 ・市防災情報共有システムを利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11 防疫・保健衛生活動</td><td>健康福祉局</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>12 特別清掃活動</td><td>環境局</td><td rowspan="5">・新聞広告を利用して行う方法 ・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法 ・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレンを利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法 ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法 ・地域の掲示板・回覧板を活用する方法 ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法</td></tr><tr><td>13 猛獣逸走</td><td>健康福祉局 都市整備局</td></tr><tr><td>14 被害者救済制度</td><td>健康福祉局等</td></tr><tr><td>15 その他防災関係情報</td><td>関係部局</td></tr><tr><td></td><td>各区</td></tr><tr><td rowspan="5">摘 要</td><td colspan="2">① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。</td></tr><tr><td colspan="2">③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。</td></tr><tr><td colspan="2">④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。</td></tr><tr><td colspan="2">⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。</td></tr></table>			広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）	(略)	(略)	・報道機関に依頼して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページを利用して行う方法 ・市防災情報共有システムを利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法	(略)	(略)	11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局					12 特別清掃活動	環境局	・新聞広告を利用して行う方法 ・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法 ・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレンを利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法 ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法 ・地域の掲示板・回覧板を活用する方法 ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法	13 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	14 被害者救済制度	健康福祉局等	15 その他防災関係情報	関係部局		各区	摘 要	① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。		② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。		③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。		④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。		⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。	
広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）																																				
(略)	(略)	・報道機関に依頼して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページを利用して行う方法 ・市防災情報共有システムを利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法																																				
(略)	(略)																																					
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局																																					
12 特別清掃活動	環境局	・新聞広告を利用して行う方法 ・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法 ・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレンを利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法 ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法 ・地域の掲示板・回覧板を活用する方法 ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法																																				
13 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局																																					
14 被害者救済制度	健康福祉局等																																					
15 その他防災関係情報	関係部局																																					
	各区																																					
摘 要	① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。																																					
	② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。																																					
	③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。																																					
	④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。																																					
	⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。																																					

修 正 後

修 正 理 由

○ 提言「被災者が常に（民有地内の土砂撤去に関する）情報が得られる環境にない場合も多いことから、有益な情報も伝わらないおそれがある。このため、被災者への支援情報（変更があった場合を含む。）の周知をより迅速、かつ、確実に行う方法について、改めて検討すべきである。」を反映する。

第 1 広報活動

(2) 広報事項

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
(略)	(略)	・報道機関に依頼して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページを利用して行う方法 ・市防災情報共有システムを利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法
(略)	(略)	・新聞広告を利用して行う方法
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局	・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法
12 民有地内の土砂の処理活動	下水道局	・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレンを利用して行う方法
13 特別清掃活動	環境局	・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法
14 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法
15 被害者救済制度	健康福祉局等	・地域の掲示板・回覧板を活用する方法
16 その他防災関係情報	関係部局 各区	・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法

摘 要	① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。
	② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。
	③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。
	④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。
	⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 161
第4 避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 1 避難誘導は、区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等の連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。 2 指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、避難者の速やかな避難誘導を行う。 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に避難を支援する者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。 4 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。 5 帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等への誘導を行う。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 提言「家族による声かけをさらに推進することに加え、自主防災組織の会長や市が養成した防災リーダー（防災士等）が中心となって、避難の際に、地域の緊急連絡網やメールシステムの活用も含め、周囲の方に声かけを行うことを推進すべきである。その際、消防団、常備消防及び警察も、できる限り地域コミュニティによる声かけを補完できるよう検討すべきである。」を反映する。
第4 避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 1 声かけ避難は、自主防災組織等が主体となって行う。消防団員、消防職員、警察官等は可能な限りこれを支援する。 2 避難誘導は、区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等の連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。 3 指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、避難者の速やかな避難誘導を行う。 4 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に避難を支援する者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。 5 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。 6 帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等への誘導を行う。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 162
第6 指定緊急避難場所等の開設等 3 指定緊急避難場所等の管理運営《健康福祉局健康福祉・地域共生社会課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 (1) 区長は、原則として、開設した避難所に職員_____を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。 (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。 _____ _____	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 提言「職員向け研修の内容について見直しを検討するとともに、職員も自主防災組織が行う避難所運営訓練に参加することを進めるべきである。また、職員間の引継ぎ事項をあらかじめ明確化しておき、引継ぎの効率化を図るべきである。」及び「保健師は避難所に配置する職員のローテーションから外し、避難所における保健業務が適切に行えるよう専任化を図るべきである。また、避難所の状況によっては、保健師による24時間常駐の体制を確保すべきである。」を反映する。
第6 指定緊急避難場所等の開設等 3 指定緊急避難場所等の管理運営《健康福祉局健康福祉・地域共生社会課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 (1) 区長は、原則として、開設した避難所に職員 <u>（保健師を除く。）</u> を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。 (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。 <u>また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 164
第1 物資の調達 1 備蓄物資の優先活用 <u>市民が日頃から備蓄している食品・生活必需品の消費を最優先するとともに、健康福祉局長（地域福祉課）は、分散備蓄倉庫（市立小学校等）及び集中備蓄倉庫（広島市民球場（マツダスタジアム）等）に震災対策用として備蓄している食品・生活必需品を優先的に活用する。</u> 2 物資の調達 <u>災害時における食品・生活必需品の調達は、原則として健康福祉局長（原則として地域福祉課とするが、応急仮設住宅の入居者等に給与又は貸与する寝具その他生活必需品については健康福祉・地域共生社会課）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済企画課（局内調整）・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき購入・支払事務を行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行い、調達に係る購入・支払事務については経済観光局長が行う。</u> 3 物資の供給フロー <u>物資の供給は、次のフロー図による。</u> <u>なお、救援物資の受入・配分については、「第4章第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画」に定めるところによる。</u> <u>(1) 市災害対策本部長が行う場合</u> (フロー図略) <u>(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合</u> (フロー図略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 提言「食事の提供について、災害による流通途絶の有無、備蓄食品の保管状況、国及び県よる対応状況などを考慮し、被災者の支援を適切に行うため、マニュアルを作成すべきである」を反映する。 ○ 広島市受援計画との整合性を図る。
第1 救援物資の取得 1 市備蓄救援物資の活用 <u>市民が日頃から備蓄している食品・生活必需品の消費を最優先するとともに、本市が分散備蓄倉庫（指定避難所（生活避難場所）等）、集中備蓄倉庫（広島市民球場防災備蓄倉庫等）に備蓄している救援物資及び循環備蓄している救援物資を活用する。</u> <u>なお、分散備蓄救援物資の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所（生活避難場所）運営本部長が行う。</u> <u>また、集中備蓄・循環備蓄救援物資の活用は、市災害対策本部事務局統制・検討班が行う。</u> 2 域内での救援物資調達 <u>物的ニーズに対し、本市の備蓄救援物資では数量が不足する場合や、品目・内容が不足又は不十分である場合には、域内で協定締結事業者又はその他の事業者から救援物資を調達する。</u> <u>この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が域内での救援物資の調達に協力する。</u> <u>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</u> <u>調達時の区災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。</u> <u>(1) 区災害対策本部で行う場合</u> (フロー図略) <u>(2) 区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合</u> (フロー図略) <u>域内での救援物資調達により救援物資を取得した場合には、救援物資は調達先事業者から指定避難所（生活避難場所）等に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は開設しない。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 166
(資料編) 参考産商－1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産商－2~8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール(株)西日本カンパニー, マックスバリュ西日本(株), 生協ひろしま, (株)イズミ, (株)ファミリーマート, フレスタグループ, (株)福屋) 参考産商－9 災害時における LP ガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 ((一社) 広島県 LP ガス協会) 参考産商－10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考農政－1 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (全国農業協同組合連合会広島県本部他4社) 参考農政－2 災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株)アクアクララ中国) 参考場中－2 災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (広島市中央市場連合会・広島市中央卸売市場東部市場運営協議会・広島市食肉市場売買参加者組合) 	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 災害時協力の覚書を締結 (株式会社セブン－イレブン・ジャパン) ○ 地域活性化包括連携に関する協定を締結 (株式会社ポプラ)	
(資料編) 参考産商－1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産商－2~8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール(株)西日本カンパニー, マックスバリュ西日本(株), 生協ひろしま, (株)イズミ, (株)ファミリーマート, フレスタグループ, (株)福屋) 参考産商－9 災害時における LP ガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 ((一社) 広島県 LP ガス協会) 参考産商－10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考産商－11 <u>災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書</u> <u>(株式会社セブン－イレブン・ジャパン)</u> 参考農政－1 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (全国農業協同組合連合会広島県本部他4社) 参考農政－2 災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株)アクアクララ中国) 参考場中－2 災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (広島市中央市場連合会・広島市中央卸売市場東部市場運営協議会・広島市食肉市場売買参加者組合) 参考企政－3 <u>広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書</u> <u>(株式会社ポプラ)</u>	

修 正 前															
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 167-168														
第2 救援物資の受入等 1 健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、被災者に対する救援物資の必要性を検討し、救援物資の受入の適否を決定する。 2 救援物資の受入を決定した場合、健康福祉局は経済観光局へその旨を連絡し、経済観光局は救援物資の受入を行う。 3 健康福祉局は、避難者が必要とする物資を取りまとめ、広島県及び相互応援協定を締結している地方公共団体に連絡する。 4 市災害対策本部に、救援物資対策チームを編成する。 また、広島市民球場（マツダスタジアム）防災備蓄倉庫及び集配拠点に担当職員を配置し、下表のとおり業務を行う。															
<table><tr><th>区分</th><th>担当部局</th><th>主な担当業務</th><th>編成時期</th></tr><tr><td rowspan="5">救援物資 対策チーム</td><td>(総括) 健康福祉局 地域福祉課 (スタッフ) 経済観光局 道路交通局 道路管理課</td><td>・救援物資受入の統括 ・救援物資ニーズの把握 ・配分計画の決定 ・輸送車両の確保 ・道路等の損害情報、規制情報等の把握 ・救援物資受入に関する広報 ・集配拠点の設置・廃止の決定 ・その他</td><td rowspan="5">市長が 必要と 認めるとき</td></tr><tr><td rowspan="5">広島市民球場 (マツダスタジアム) 担当</td><td>危機管理室 経済観光局</td><td>・広島市民球場（マツダスタジアム）運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・救援物資払出に係る外部との調整 ・在庫管理 ・集配拠点との連絡調整 ・その他</td></tr><tr><td rowspan="5">集配拠点担当</td><td>各施設所管課</td><td>・集配拠点運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・施設管理者との調整 ・広島市民球場（マツダスタジアム）との連絡調整 ・その他</td><td>健康福祉 局長が 必要と 認めるとき</td></tr></table>	区分	担当部局	主な担当業務	編成時期	救援物資 対策チーム	(総括) 健康福祉局 地域福祉課 (スタッフ) 経済観光局 道路交通局 道路管理課	・救援物資受入の統括 ・救援物資ニーズの把握 ・配分計画の決定 ・輸送車両の確保 ・道路等の損害情報、規制情報等の把握 ・救援物資受入に関する広報 ・集配拠点の設置・廃止の決定 ・その他	市長が 必要と 認めるとき	広島市民球場 (マツダスタジアム) 担当	危機管理室 経済観光局	・広島市民球場（マツダスタジアム）運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・救援物資払出に係る外部との調整 ・在庫管理 ・集配拠点との連絡調整 ・その他	集配拠点担当	各施設所管課	・集配拠点運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・施設管理者との調整 ・広島市民球場（マツダスタジアム）との連絡調整 ・その他	健康福祉 局長が 必要と 認めるとき
区分	担当部局	主な担当業務	編成時期												
救援物資 対策チーム	(総括) 健康福祉局 地域福祉課 (スタッフ) 経済観光局 道路交通局 道路管理課	・救援物資受入の統括 ・救援物資ニーズの把握 ・配分計画の決定 ・輸送車両の確保 ・道路等の損害情報、規制情報等の把握 ・救援物資受入に関する広報 ・集配拠点の設置・廃止の決定 ・その他	市長が 必要と 認めるとき												
	広島市民球場 (マツダスタジアム) 担当	危機管理室 経済観光局		・広島市民球場（マツダスタジアム）運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・救援物資払出に係る外部との調整 ・在庫管理 ・集配拠点との連絡調整 ・その他											
		集配拠点担当		各施設所管課		・集配拠点運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・施設管理者との調整 ・広島市民球場（マツダスタジアム）との連絡調整 ・その他	健康福祉 局長が 必要と 認めるとき								

修正後

修正理由

○ 広島市受援計画との整合性を図る。

第2 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）

1 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の候補地

以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。

・ 広島みなと公園・メッセパヴェリオン等交流施設用地一帯

・ 広島広域公園一帯

・ 東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール

・ 安佐北区スポーツセンター

2 救援物資補給輸送拠点の編成

市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は、市災害対策本部事務局受援班の指揮下に、市職員（指揮監督職員（経済観光局・道路交通局から動員））、指定公共機関・指定地方公共機関である輸送事業者、流通事業者、その他の輸送事業者・流通事業者の応援職員（労務借上による）、自衛隊（災害派遣による）等の人員により編成する。

3 受援班と救援物資補給輸送拠点本部の業務分担

区分			主な担当業務
受援班			・ 物的受援に関する他自治体等との調整 ・ 拠点の設置・廃止・移転の調整 ・ 拠点運営要員の確保・増員の調整 ・ 拠点運営施設・資材の確保の調整
救援物資補給輸送拠点 （2次拠点）	拠点本部	本部長・副本部長	・ 拠点運営の統括
		入荷管理・在庫管理班	・ 救援物資の入荷の調整 ・ 救援物資の在庫管理
		出荷管理班	・ 救援物資の出荷の調整
		輸送調整班	・ 出荷救援物資の輸送の調整
		荷役作業指揮班	・ 荷役・仕分作業の指揮
	各荷役・仕分作業隊		・ 荷役・仕分け作業の実施

（資料編） 2－13－1 広島市受援計画

修 正 前
第2 <u>救援物資の受入等</u> 5 <u>健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、救援物資対策チーム等への物流専門家の派遣の必要性を検討し、必要と認めた場合には、広島県にその派遣を要請し、救援物資の配送等について助言を受けることとする。</u> 6 <u>救援物資のうち、民間企業等からの義援物資の受入については、健康福祉局長が災害の程度、被災地の状況により、その必要性を認めた場合に、健康福祉局長が物資の品目などを指定し、経済観光局が受入れを行う。ただし、特定の被災者へ搬送するなど条件を付して行われる義援物資は受け入れない。</u> 7 <u>発災直後から、救援物資の受入等の状況について、経済観光局長が健康福祉局長に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。</u> 8 <u>救援物資の配分に当たっては、被災状況等を勘案し、健康福祉局が配分方法等を決定し、これに基づき、経済観光局が被災者に対する円滑な配分を行う。</u> <u>なお、配分方法等を決定するに当たっては、物資の種類に偏りが生じないように努める。</u>

修 正 後
第2 <u>救援物資補給輸送拠点（2次拠点）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

修 正 前

基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	
第7節 給水及び上水道施設応急対策	
	171

第3 給水対策

3 応急給水用資器材の輸送《水道局企画総務課・維持課》

応急給水用資器材の輸送は、局保有の車両等により行うこととし、なお不足するときは、市災害対策本部及び民間会社に対して協力要請を行う。

4 給水能力《水道局維持課》

(平成29年4月1日現在)

給水用資器材名	容 量 (ℓ)	数 量 (個)	基本給水量 (ℓ)	給水能力 (ℓ／日)	給水対象人口 (人／日)
給 水 タ ン ク 車	1,800	1	1,800	12,600	4,200
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
	3,800	1	3,800	26,600	8,867
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1,000	12	12,000	84,000	28,000
	1,500	3	4,500	31,500	10,500
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
仮 設 水 槽	1,000	43	43,000	172,000	57,333
	300	20	6,000	24,000	8,000
ポ リ 容 器	20	300	6,000	42,000	14,000
	10	1,809	18,090	126,630	42,210
ポ リ 袋	10	13,836	138,360	138,360	46,120
計			241,550	713,690	237,896

(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ／日として算定。

② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、7回として算定。

③ ポリ袋は再使用しないため、1回として算定。

④ 仮設水槽への補給は、1日4回として算定。

(略)

第4 施設の応急対策《水道局維持化・設備課》

(略)

3 応急復旧用資器材等の調達

(1) 応急復旧用資器材

配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資器材を調達する。

修 正 後					
修 正 理 由					
○ 広島市水道ビジョン（H30.2改訂）において、「応急用資器材」を「応急用資機材」に統一したため。					
○ 過去の災害対応を参考とした現実的な輸送回数に見直し給水量等を変更するとともに、現有の資機材に合わせた給水能力に見直したため。					
第3 給水対策					
3 応急給水用資機材の輸送《水道局企画総務課・維持課》					
応急給水用資機材の輸送は、局保有の車両等により行うこととし、なお不足するときは、市災害対策本部及び民間会社に対して協力要請を行う。					
4 給水能力《水道局維持課》（平成30年11月1日現在）					
給水用資機材名	容 量 (ℓ)	数 量 (台、基、個)	給水能力 (ℓ)	給水量 (ℓ／日)	給水可能人口 (人／日)
給 水 タ ン ク 車	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	3	4,500	22,500	7,500
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮 設 水 槽	1,000	43	43,000	215,000	71,666
	300	20	6,000	30,000	10,000
仮 設 給 水 栓	3栓式	13	12,960	168,480	56,160
	4栓式	20	17,280	345,600	115,200
	8栓式	63	34,560	2,177,280	725,760
計				3,086,860	1,028,951
(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ／日として算定。					
② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、5回として算定。					
(略)					
第4 施設の応急対策《水道局維持化・設備課》					
(略)					
3 応急復旧用資機材等の調達					
(1) 応急復旧用資機材					
配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。					

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 遺体の捜索・収容及び火葬等対策	頁 183
第3 遺体の検案 《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》 1 検案班の編成 (1) 健康福祉局は、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。 (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。 (3) 医師が不足する場合は、広島市域医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。 2 検案の実施 遺体の検案は、検視・身元調査と同じ場所で行う。 3 検案時の処理事項 遺体の検案に当たっては、_____死亡診断ほか必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 災害死者は、異状死となるため、警察の検視が必要となる。死者の死因の判断には、死体の発見状況や身元特定など警察の情報が必要であるため、医師と警察が協力して対応することを明確にする。
第3 遺体の検案 《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》 1 検案班の編成 (1) 健康福祉局は、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。 (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。 (3) 医師が不足する場合は、広島市域医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。 2 検案の実施 遺体の検案は、検視・身元調査と同じ場所で行う。 3 検案時の処理事項 遺体の検案に当たっては、 <u>検死担当の警察官と情報の共有を行うとともに、</u> 死亡診断ほか必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第 3 章 災害応急対策 第 14 節 保健衛生及び防疫対策	頁 184-188
第 14 節 保健衛生及び防疫対策 災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、 <u>感染症のまん延の防止</u> 、被災者の健康管理、 <u>食品等の衛生の確保</u> 、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。 第 1 保健衛生対策部の設置《健康福祉局健康推進課》 1 設置時期 次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に保健衛生対策部を設置する。 (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。 (2) 災害対策本部が設置されない場合で、保健衛生対策の必要性があると健康福祉局長が特に認めたとき。 2 組織編成 保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。 保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出動を命じる。 市災害対策本部長 (市長) 保健衛生対策部長 (健康福祉局長) 同副部長 (保健部長) 被災者の健康管理 保健対策班 (健康推進課) 保健活動班 (保健センター) 防疫活動 防疫対策班 (医療政策課) 防疫活動班(保健センター設置) (班長；保健センター長) 広報・連絡係 患者対応係 消毒係 衛生研究所 舟入市民病院 衛生監視 監視班 (食品保健課、食品指導課、 環境衛生課)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成 30 年 7 月豪雨災害時の対応を踏まえ、保健衛生対策にかかる活動班の体制及び活動内容を修正する。
第 14 節 保健衛生_____対策 災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、_____被災者の健康管理、 <u>被災地域の生活衛生指導</u> 、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。 第 1 保健衛生対策部の設置《健康福祉局健康推進課》 1 設置時期 次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に保健衛生対策部を設置する。 (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。 (2) 災害対策本部が設置されない場合で、保健衛生対策の必要性があると健康福祉局長が特に認めたとき。 2 組織編成 保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。 保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出動を命じる。 市災害対策本部長 (市長) 保健衛生対策部長 (健康福祉局長) 同副部長 (保健部長) 被災者の健康管理 保健対策班 (健康推進課) 保健活動班 (保健センター) 被災地域の生活衛生指導 生活衛生班 (医療政策課、健康推進課、 食品保健課、食品指導課、 環境衛生課) 衛生研究所 特定動物の監視、愛護動物の保護管理 動物管理センター

修 正 前

第3 防疫活動
被災地における感染症の発生及びそのまん延を防止するため防疫活動を行う。

1 防疫活動の体制

(1) 防疫対策班《健康福祉局健康推進課》

防疫対策班は、衛生研究所、各区役所、医師会、感染症指定医療機関（舟入市民病院等）との連絡調整を行う。また、各保健センター防疫活動班からの要請により資機材・薬品の調達、他の保健センター防疫活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県、自衛隊、厚生労働省への応援要請を行う。

なお、感染症法に基づく入院措置が必要な患者が多発し、感染症指定医療機関での受け入れが困難な場合は、他の医療機関へ入院措置を行う。

(2) 防疫活動班《保健センター》

防疫活動班は、次の係を編成し、防疫活動を実施する。

ア 広報・連絡係

(ア) 感染症まん延防止のため、その予防方法等について広報活動を行う。

(イ) 感染症予防に必要な資機材・薬品の確保、防疫活動に必要な人員の派遣要請、区への協力要請を行う。

イ 患者対応係

(ア) 感染症法に基づく入院勧告（措置）が必要な患者が発生した場合は、直ちに保健センター長の指示に基づき、舟入市民病院又はその他の適当な施設への入院勧告（措置）を行う。

(イ) 感染症拡大防止のため、必要に応じて、感染場所、感染経路、接触者の状況の調査、及び接触者、感染症の患者と思われる者、感染のおそれのある者について、健康状態のチェック、検体採取等を行う。

ウ 消毒係

患者家屋や患者発生場所など感染症の病原体に汚染された場所等の消毒については、職員が現地の状況を確認した上で、保健センターに備蓄している消毒薬を用いる。

消毒作業については、職員の管理下で消毒場所の管理者又は住民が行い、住民等が身体的な理由等により自ら消毒作業が行えない場合は、職員が代替りに行う。

住民等が消毒薬を持っている場合や準備できると申し出があれば、管理者又は住民等自らが適切に消毒を行えるよう、消毒方法について指導する。

(3) 衛生研究所

保健センター防疫活動班から運搬された検体の検査を実施し、直ちに結果を防疫活動班に還元する。

④ 舟入市民病院

入院措置（勧告）患者の治療を行う。

2 資機材・薬品等の備蓄

2 関係機関への協力要請等

5 関係機関への協力要請等

必要に応じて、国、県、他市町へ防疫活動要員等の派遣要請を行う。

要 請 機 関	要 請 内 容	連 絡 担 当	備 考
---------	---------	---------	-----

要 請 機 関	要 請 内 容	連 絡 担 当	備 考
<u>陸 上 自 衛 隊</u>	<u>衛生隊の派遣</u>	<u>危機管理室</u>	<u>県（危機管理課）</u> <u>を通じて要請</u>
<u>広 島 県</u>	<u>防疫活動要員（広島県公</u>	<u>健康福祉局保健部医療政策課</u>	
<u>県 内 市 町</u>	<u>衆衛生チーム）の派遣</u>		
<u>他 の 政 令 指 定 都 市</u>	<u>防疫活動要員の派遣</u>		
<u>他 の 都 道 府 県</u>	<u>防疫活動要員の派遣</u>		
<u>国（厚生労働省）</u>	<u>隣接県の防疫員の派遣</u>		

修 正 後

第3 被災地域の生活衛生指導《医療政策課、健康推進課、食品保健課、食品指導課、環境衛生課》
保健衛生対策部の中に、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等で編成する生活衛生班を組織する。

生活環境の変化や衛生状態の悪化により、感染症や食中毒等の発生の可能性が高くなることを踏まえ、

被災に伴う健康障害を予防するため、指定避難所（生活避難場所）等における衛生指導、被災地域内の食

品関係施設及び環境衛生施設等に対する衛生指導、被災地域内の市民からの衛生相談対応等を行う。

1 生活衛生班の活動

[illegible][illegible]

修 正 前

4 予防接種

インフルエンザ等感染症がまん延するおそれがある場合は、広島県と協議のうえ予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく臨時の予防接種について、これを実施する。

第4 衛生監視《健康福祉局医療政策課・食品指導課・環境衛生課》

監視班を編成し、被災地域における食品営業施設や環境衛生施設等の衛生状態、及び指定避難所（生活避難場所）等における食品や飲料水等、生活環境の衛生状態を監視・指導する。

1 食品衛生監視の活動範囲

(1) 指定避難所（生活避難場所）等に対する監視指導

ア 食品の取扱い及び不良食品排除の指導

イ 消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保

(2) 災害発生地域内の食品関係施設に対する監視指導

ア 施設・設備の清掃及び消毒指導

イ 不良食品の廃棄指導

ウ 営業再開時の衛生指導

(3) 災害発生地域内の市民に対する啓発

食品衛生上の注意事項の広報紙等による啓発

2 環境衛生監視の活動範囲

(1) 指定避難所（生活避難場所）等に対する衛生指導

ア 指定避難所（生活避難場所）における飲料水の衛生指導

(イ) 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保の指導

(イ) 貯水槽の浸水汚染の調査・指導

イ 指定避難所（生活避難場所）・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導

(イ) 使用機材の消毒等の指導

(イ) 従事者等の手指消毒の指導

ウ 指定避難所（生活避難場所）の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

(2) 災害発生地域内の営業施設等に対する衛生指導・相談

ア 環境衛生関係営業施設及び専用水道等水道関係屈出施設に対する安全確認及び衛生指導・相談

イ 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

ウ 公衆浴場への指導・支援

(イ) 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導

(イ) 応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

(3) 災害発生地域内の市民に対する衛生相談・指導

ア 飲料水に関する注意事項の広報紙等による啓発

イ 井戸等の飲用水に関する相談・指導

ウ 害虫発生に関する相談・駆除指導

修 正 後

(1) 食品衛生指導

ア 指定避難所（生活避難場所）等に対する衛生指導

- (ア) 食品の取扱い及び不良食品排除の指導
- (イ) 消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保

イ 被災地域内の食品関係施設に対する衛生指導

- (ア) 施設・設備の清掃及び消毒指導
- (イ) 不良食品の廃棄指導
- (ウ) 営業再開時の衛生指導

ウ 被災地域内の市民に対する啓発

食品衛生上の注意事項の広報紙等による啓発

(2) 環境衛生指導

ア 指定避難所（生活避難場所）等に対する衛生指導

- (ア) 指定避難所（生活避難場所）における飲用水の衛生指導
 - ・ 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保の指導
 - ・ 貯水槽の浸水汚染の調査・指導
- (イ) 指定避難所（生活避難場所）・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導
 - ・ 使用器具の消毒等の指導
 - ・ 従事者等の手指消毒の指導
- (ウ) 指定避難所（生活避難場所）の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

イ 被災地域内の環境衛生施設等に対する衛生指導・相談

- (ア) 環境衛生施設及び専用水道等水道関係施設に対する安全確認及び衛生指導・相談
- (イ) 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導
- (ウ) 公衆浴場への指導・支援
 - ・ 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導
 - ・ 応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

ウ 被災地域内の市民に対する衛生相談・指導

- (ア) 飲料水に関する注意事項の広報紙等による啓発
- (イ) 井戸等の飲用水に関する相談・指導
- (ウ) 害虫発生に関する相談・駆除指導
- (エ) 被災家屋の消毒に関する相談・指導

(3) 資機材等の備蓄及び調達

活動に必要な資機材等は、各担当課に備蓄し、各課協力のもと調達する。

修 正 前

3

災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い

区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合に限る。
	給 食 施 設		不要	緊急時に設置される仮設設備に限る。
環 境 衛 生	理 容 業・美 容 業	不要		施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	ク リ ー ニ ン グ 業	要		施設の所在場所を変更して開設する場合は該当する。
	公 衆 浴 場 業			免除
	旅 館 業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。

※ 被災により、施設の所在場所を変更することなく部分使用する場合や仮設使用する場合は、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。
なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

4

監視班の編成

原則として、健康福祉局食品保健課・食品指導課及び環境衛生課ごとに編成することとし、班員は食品衛生監視員及び環境衛生監視員とする。

5

その他

、検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。
また、必要に応じて、水道局等と連携して実施するための連絡調整等を行う。

第5

特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

1

監視活動の範囲

(1)

災害発生時における特定動物の飼養状況の監視

(2)

逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報

(3)

逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

2

監視班の編成

動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。

3

その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。
なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第6

愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

修 正 後

2

災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い

区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合_____ <u>（基本的に平常時の取扱いと同様。）</u>
	給 食 施 設		不要	<u>給食開始届が必要。</u> <u>（基本的に平常時の取扱いと同様。）</u>
環 境 衛 生	理 容 業・美 容 業	不要		施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	ク リ ー ニ ン グ 業	要		施設の所在場所を変更して開設する場合は該当する。
	公 衆 浴 場 業			免除
	旅 館 業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。

※ 被災により、施設の所在場所を変更することなく部分使用する場合や仮設使用する場合は、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。
なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

3

その他

被災地域の生活衛生指導のため、検査を必要とする場合は、衛生研究所で検査を実施する。

第 4

特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

1

監視活動の範囲

(1) 災害発生時における特定動物の飼養状況の監視

(2) 逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報

(3) 逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

2

監視班の編成

動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。

3

その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。
なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第 5

愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第18節 輸送対策	頁 211
第3 緊急輸送対策 1 緊急輸送車両等の確保 (略)	
輸送種別	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部
船 舶 輸 送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航 空 輸 送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 組織改正による名称変更。	
第3 緊急輸送対策 1 緊急輸送車両等の確保 (略)	
輸送種別	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
船 舶 輸 送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航 空 輸 送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第18節 輸送対策	頁 211
第3 緊急輸送対策 3 緊急輸送車両等の燃料の確保 《危機管理室》 緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」（資料編参考危予-10）に基づき、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。なお、不足する場合には、 <u>中国経済産業局</u> に必要な措置を要請する。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 2年前に体制が見直しされているため。
第3 緊急輸送対策 3 緊急輸送車両等の燃料の確保 《危機管理室》 緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」（資料編参考危予-10）に基づき、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。なお、不足する場合には、 <u>広島県災害対策本部</u> に必要な措置を要請する。

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第18節 輸送対策	頁 212
--------------------------------------	--------------

第3 緊急輸送対策

5 輸送拠点の開設

(1) 輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入等のため、救援物資の受渡し拠点となる候補施設を定め、救援物資の輸送・受入及び被災地への配送の迅速・円滑な実施を図る。

拠点候補施設名		機能		輸送手段			接続する道路（略）
		受入	配送	陸	海	空	
集配拠点	広島市民球場	○	○	○			
	県立広島産業会館	○	○	○			
	中小企業会館	○	○	○			
	城南中学校	○	○	○			
	東区スポーツセンター	○	○	○			
	安佐北区スポーツセンター	○	○	○			
	広島サンプラザホール	○	○	○			
東部市場		○	○	○			
中央市場・草津岸壁・草津漁港		○	○	○	○		
広島ヘリポート		○				○	
広島港宇品地区・宇品内港地区		○	○		○		
大田川河川敷		○				○	

修 正 後

修 正 理 由

○ 救援物資補給輸送拠点と輸送拠点を区分、輸送拠点のみを記述。

第 3 緊急輸送対策

5 輸送拠点の開設

(1) 輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入等のため、救援物資の輸送端末地となる輸送拠点候補施設を定め、救援物資の輸送・受入の迅速・円滑な実施を図る。

拠点候補施設名	輸送手段			接続する道路（略）
	陸	海	空	
東部市場	○			
中央市場・草津岸壁・草津漁港	○	○		
広島ヘリポート			○	
広島港宇品地区・宇品内港地区		○		
大田川河川敷			○	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第20節 住宅等応急対策	頁 216
第3 応急仮設住宅等の供与 《都市整備局住宅政策課》 1 借り上げ住宅による応急仮設住宅の供与 市長は、広島県が不動産関係団体と締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」や「大規模災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」に基づき、広島県を通じて不動産関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の空き家に関する情報の提供を受けるとともに、応急仮設住宅として借り上げ、応急仮設住宅の供与対象者に供与する。 	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 提言「県・国と協議して、当該年度の災害救助法の対象となる家賃上限額についてあらかじめ定めておくべきである。また、平時から、不動産事業者と調整して、仮住宅として提供できる住宅について整理しておくなど、事前の準備を行っておくべきである。」を反映する。
第3 応急仮設住宅等の供与 《都市整備局住宅政策課》 1 借り上げ住宅による応急仮設住宅の供与 市長は、広島県が不動産関係団体と締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」や「大規模災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」に基づき、広島県を通じて不動産関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の空き家に関する情報の提供を受けるとともに、応急仮設住宅として借り上げ、応急仮設住宅の供与対象者に供与する。 <u>また、当該年度の災害救助法の対象となる家賃上限額についてあらかじめ県・国と協議するなど必要な事前準備を行う。</u>

修 正 前				
基本・風水害対策 第 3 章 災害応急対策 第 26 節 応援要請及び協力要請				頁 232
第 1 公共的団体等への協力要請				
4 具体的な協力内容を締結している団体等				
所管局・課		協力内容	団 体 名	資料番号
企 画 総 務 局	政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 企政-1
		防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険 株式会社	資料編参考 企政-2

修 正 後				
修 正 理 由 ○ 地域活性化包括連携に関する協定を締結（株式会社ポプラ）				
第 1 公共的団体等への協力要請				
4 具体的な協力内容を締結している団体等				
所管局・課		協力内容	団 体 名	資料番号
企 画 総 務 局	政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 企政-1
		防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険 株式会社	資料編参考 企政-2
		災害時における物資提供等	株式会社ポプラ	資料編参考 企政-3

修 正 前

基本・風水害対策編		頁
第3章 災害応急対策		
第26節 応援要請及び協力要請		232-233

第1 公共的団体等への協力要請

4 具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

(1) (略)

(2) 民間団体

所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
健康福祉局	福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等	(公社) 広島県介護福祉士会	資料編参考 健健-4
		(公社) 広島県社会福祉士会	資料編参考 健健-5
	福祉避難所の設置及び管理運営	国家公務員共済組合連合会、(社福) ともえ福祉会、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福) 福祉広医会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) 楽友会、(社福) 信々会、(社福) 慈光会、(社福) I G L 学園福祉会、(社福) 可部大文字会、(医) 秀仁会、(社福) フェニックス、(社福) かつぎ会、(社福) 広島良城会、(社福) 三矢会、(社福) 和楽会、(社福) あさ、(社福) あと会、(社福) 平和会、(社福) 順源会、(医) 松村循環器・外科医院、(社福) 双樹会、(社福) 広島博愛会、(社福) 広島県視覚障害者団体連合会、(社福) 交響、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) 安芸会、(社福) 古家真会、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 広島光明学園、(社福) 藤田長生会、(社福) もみじ福祉会、(社福) 広島市手をつなぐ育成会、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木会、(社福) 燈心会、(社福) 希望の丘、(社福) 光清学園、(社福) 広島県肢体障害者連合会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 輝き奉仕会、(社福) 柏学園、(医) 恒和会、(社福) 安芸の郷、(医) みやうち、(社福) 芸南福祉会、(社福) つつじ、(医) のぞみ、(医)	資料編参考 健健-6

修 正 後				
修 正 理 由				
○ 平成30年4月以降、新たに福祉避難所の設置に係る協定を締結した4団体を追加。				
第1 公共的団体等への協力要請				
4 具体的な協力内容を協定している団体等				
(略)				
(1) (略)				
(2) 民間団体				
所管局・課		協力内容	団体名	資料番号
健康福祉局	健康福祉・地域共生社会課	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
		福祉避難所の設置及び管理運営	(略)	(略)

修 正 前				
健康福祉局	健康福祉・地域共生社会課		長寿会、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 三篠会、(株) スキヤット、(社福) 正仁会、(医) うすい会、(公財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 松風会、(社福) 清恵会 【60 団体 84 施設】	資料編参考健健-6
			(社福) かつぎ会	資料編参考健健-7
	医療政策課	災害時における福祉用具等物資の緊急調達等	(一社) 日本福祉用具供給協会	資料編参考健健-8
		災害時の医療救護活動	(一社) 広島市医師会、(一社) 安佐医師会、(一社) 安芸地区医師会	資料編参考保医-1
		災害時の歯科医療救護活動	(一社) 広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、安芸歯科医師会、佐伯歯科医師会	資料編参考保医-2
		災害時の医療救護活動	(一社) 広島市薬剤師会、安佐薬剤師会、安芸薬剤師会、佐伯薬剤師会	資料編参考保医-3
		災害時の医療救護活動	(地独) 広島市立病院機構	資料編参考保医-4
		災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1

修 正 後				
健康福祉局	健康福祉・地域共生社会課		(略)	(略)
			(略)	(略)
			(医) 和同会	資料編参考健健-8
			(学) 安田学園	資料編参考健健-9
			(学) 武田学園	資料編参考健健-10
		福祉避難所の設置	(学) 古沢学園	資料編参考健健-11
		(略)	(略)	資料編参考健健-12
	医療政策課	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	環境衛生課	(略)	(略)	(略)

修 正 前				
基本・風水害対策 第 3 章 災害応急対策 第 26 節 応援要請及び協力要請			頁	234
第 1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を締結している団体等				
経済 観 光 局	商業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	フレスタグループ	資料編参考 産商-7
			㈱福屋	資料編参考 産商-8
		災害時における L P ガス等の調達及び供給	(一社) 広島県 L P ガス協会地区協議会 (広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考 産商-9
		災害時における量の調達及び供給	「5 日で 5 0 0 0 枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参 産商-10

修 正 後				
修 正 理 由 ○ 災害時協力の覚書を締結（株式会社セブンーイレブン・ジャパン）				
第 1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を締結している団体等				
経 済 観 光 局	商業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	フレスタグループ	資料編参考 産商-7
			㈱福屋	資料編参考 産商-8
			㈱セブンーイレブン・ジャパン	資料編参考 産商-11
		災害時における L P ガス等の調達及び供給	(一社) 広島県 L P ガス協会地区協議会 (広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考 産商-9
		災害時における量の調達及び供給	「5 日で 5 0 0 0 枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参 産商-10

修 正 前
3 応援部隊等の受入体制 (1) 市長は、他の地方公共団体等への応援要請を行った場合は、応援部隊等の要員や資機材のための宿泊施設・駐車場等について各機関の要請に応じて可能な限り準備・あっ旋を行う。 (2) 市長は、応援部隊等の要員の受入体制を整えるための一時的な宿泊施設を設置すること等について、旅館業に係る営業許可を免除するなど、宿泊施設の確保に努める。 4 警察の救援部隊の受入れ 県が行う警察の救援部隊の集結場所として、広島県運転免許センターが指定されている。 5 日本郵便株式会社中国支社との相互協力 (略) 6 国土交通省中国地方整備局との相互協力 (略) 7 西日本高速道路株式会社との相互協力 (略) 8 国土地理院への協力要請 (略) 9 国等による応急措置の代行 (略)

修 正 後
_____ _____ _____ _____ _____ _____ 1 日本郵便株式会社中国支社との相互協力 (略) 2 国土交通省中国地方整備局との相互協力 (略) 3 西日本高速道路株式会社との相互協力 (略) 4 国土地理院への協力要請 (略) 5 国等による応急措置の代行 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請	頁 237
第3 国及び他の地方協力団体等への応援要請 (資料編) <u>参考危予－1 21大都市災害時相互応援に関する協定</u> <u>参考危予－2 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定</u> <u>参考危予－3 災害時の相互応援に関する協定書</u> <u>参考危予－5 広島市と宮崎県日南市との災害時相互応援に関する協定</u> <u>参考危予－6 広島市と高知県安芸市との災害時相互応援に関する協定書</u> <u>参考危予－7 災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定</u> <u>参考危予－8 災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定</u> <u>参考情政－1 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書</u> <u>参考健健－1 21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書</u> <u>参考健健－2 21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書</u> <u>参考場中－1 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定</u> <u>参考都み－1 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定</u> <u>参考路計－1 広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書</u> <u>参考下河－1 災害時における相互協力に関する基本協定</u> <u>参考水企－1 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書</u> <u>参考水企－2 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱</u> <u>参考水企－3 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 広島市受援計画との整合性を図る。 ○ 協力要請（第3）と応援要請（第4）とを区分して記述。
第3 指定行政機関及び指定公共機関等への協力要請 (資料編) _____ _____ _____ _____ <u>参考危予－7 災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定</u> <u>参考危予－8 災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定</u> <u>参考情政－1 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書</u> _____ <u>参考場中－1 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定</u> _____ <u>参考路計－1 広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書</u> _____ _____ _____

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請	頁 238-241
第4 自衛隊への災害派遣要請 (略) (資料編) _____ 3-26-1 臨時ヘリポート可能箇所の目安 3-26-2 災害時のヘリポート適地 第5 緊急消防援助隊への応援等要請 (略) _____	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 広島市受援計画との整合性を図る。
第5 自衛隊への災害派遣要請 (略) (資料編) <u>2-13-1 広島市受援計画</u> 3-26-1 臨時ヘリポート可能箇所の目安 3-26-2 災害時のヘリポート適地 第6 緊急消防援助隊への応援等要請 (略) <u>(資料編) 2-13-1 広島市受援計画</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第27節 災害ボランティアの受入	頁 242
1 市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置 （略） 	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 広島市受援計画との整合性を図る。
1 市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置 （略） <u>（資料編） 2－13－1 広島市受援計画</u>

修 正 前			
基本・風水害対策編			頁
第4章 災害復旧・復興計画			
第3節 生活援護計画			256
第7 市税の減免等 《財政局税制課・各市税事務所・収納対策部各課》			
災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、市民税（県民税を含む。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。			
1 市税の減免			
(1) 個人の市民税（県民税を含む。）			
減 免 の 対 象 と な る 者			減 免 す る 税 額
死亡した者			災害を受けた日の属する年度 （1月1日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（A）
障害者となった者			（A）の9／10の額
自己所有の住宅又は家財に損害を受けた者	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の5/10以上	前年の合計所得金額が500万円以下	（A）と同じ額
		" 500万円を超え750万円以下	（A）の1／2の額
		" 750万円を超え1,000万円以下	（A）の1／4の額
（控除対象配偶者又は扶養親族を含む）	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満	" 500万円以下	（A）の1／2の額
		" 500万円を超え750万円以下	（A）の1／4の額
		" 750万円を超え1,000万円以下	（A）の1／8の額
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
※ 保険金、損害賠償金等によって補てんされるべき金額は含まない。			

修 正 後			
修 正 理 由			
○ 広島市市税規則別表 1 及び別表 2 の改正に伴う、所要の改正。			
第 7 市税の減免等《財政局税制課・各市税事務所・収納対策部各課》			
災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、市民税（県民税を含む。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。			
1 市税の減免			
(1) 個人の市民税（県民税を含む。）			
減 免 の 対 象 と な る 者		減 免 す る 税 額	
死亡した者		災害を受けた日の属する年度 （1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（A）	
障害者となった者		（A）の 9／10 の額	
自己所有の住宅又は家財に損害を受けた者	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の 5/10 以上	前年の合計所得金額が 500 万円以下	（A）と同じ額
		〃 500 万円を超え 750 万円以下	（A）の 1／2 の額
		〃 750 万円を超え 1,000 万円以下	（A）の 1／4 の額
控除対象配偶者又は扶養親族を含む。 <u>以下同じ。</u>	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の 3/10 以上 5/10 未満	〃 500 万円以下	（A）の 1／2 の額
		〃 500 万円を超え 750 万円以下	（A）の 1／4 の額
		〃 750 万円を超え 1,000 万円以下	（A）の 1／8 の額
<u>特定災害（災害救助法第 2 条に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者</u>	<u>被害の程度が全壊又は大規模半壊</u>	<u>前年の合計所得金額が 500 万円以下</u>	<u>（A）と同じ額</u>
		<u>〃 500 万円を超え 750 万円以下</u>	<u>（A）の 1／2 の額</u>
		<u>〃 750 万円を超え 1,000 万円以下</u>	<u>（A）の 1／4 の額</u>
	<u>被害の程度が半壊</u>	<u>〃 500 万円以下</u>	<u>（A）の 1／2 の額</u>
		<u>〃 500 万円を超え 750 万円以下</u>	<u>（A）の 1／4 の額</u>
		<u>〃 750 万円を超え 1,000 万円以下</u>	<u>（A）の 1／8 の額</u>

※ 保険金、損害賠償金等によって補てんされるべき金額は含まない。

修 正 前		
(2) 固定資産税・都市計画税		
減 免 の 対 象 と な る 固 定 資 産		減 免 す る 税 額
土 地	被害面積が当該土地の面積の8／10以上	災害を受けた日の属する年度（1月2日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（B）
	〃 6／10以上8／10未満	（B）の8／10の額
	〃 4／10以上6／10未満	（B）の6／10の額
	〃 2／10以上4／10未満	（B）の4／10の額
家屋・償却資産	全壊等の場合	（B）と同じ額
	6／10以上の価値を減じた場合	（B）の8／10の額
	4／10以上6／10未満の価値を減じた場合	（B）の6／10の額
	2／10以上4／10未満の価値を減じた場合	（B）の4／10の額

修 正 後			
(2) 固定資産税・都市計画税			
減免の対象となる固定資産			減免する税額
土 地	(略)		(略)
<u>家 屋</u>	<u>著しく価値を減じた家屋（C）</u>	全壊等の場合	（B）と同じ額
		6／10以上の価値を減じた場合	（B）の8／10の額
		4／10以上6／10未満の価値を減じた場合	（B）の6／10の額
		2／10以上4／10未満の価値を減じた場合	（B）の4／10の額
	<u>特定災害により著しく価値を減じた家屋（（C）による申出があったものを除く。）</u>	<u>被害の程度が全壊であるとき</u>	<u>（B）と同じ額</u>
		<u>被害の程度が大規模半壊であるとき</u>	<u>（B）の6／10の額</u>
		<u>被害の程度が半壊であるとき</u>	<u>（B）の4／10の額</u>
<u>償却資産</u>	<u>（C）の家屋の場合に準ずる</u>		

修 正 前							
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 企業等援護計画					頁 258-259		
第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》 (略)							
1 農業関係					平成 29 年 10 月 19 日現在		
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設当り 300 万円（特認 600 万円）	0.30%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
		果樹の改植・補植	最低 1 件 10 万円		25 年以内	10 年以内	
	共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%	0.30%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業基盤整備資金		農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1 件 10 万円	0.16～0.30%	25 年以内	10 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金		災害等により被害を受けた経営の再建	600 万円 （特認 年間経営費等の 12 分の 3 以内）	0.16%	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	個人 200～500 万円 （激甚災害の場合 250～600 万円） 法人 2,000～2,500 万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	6 年以内 （激甚災害の場合 7 年以内）	－	農業協同組合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	単協 2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会 5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		3 年以内	－	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農業災害特別対策資金		県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得に必要な資金	経営資金 個人 200 万円 法人 1,000 万円 施設資金 個人 1,800 万円 法人 2 億円	災害の状況により決定する	経営資金 7 年以内 施設資金 7～17 年以内	経営資金 1 年以内 施設資金 2～7 年以内	農業協同組合

修 正 後							
修 正 理 由							
○ 利率の変更による修正。							
第 1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》							
(略)							
1 農業関係							
平成 30 年 11 月 19 日現在							
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設当り 300 万円（特認 600 万円）	0.25～ 0.40%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
		果樹の改植・補植	最低 1 件 10 万円		25 年以内	10 年以内	
	共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%	0.25～ 0.40%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業基盤整備資金		農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1 件 10 万円	0.25～ 0.40%	25 年以内	10 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金		災害等により被害を受けた経営の再建	600 万円 （特認 年間経営費等の 12 分の 3 以内）	0.25%	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家さん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	個人 200～500 万円 （激甚災害の場合 250～600 万円） 法人 2,000～2,500 万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	6 年以内 （激甚災害の場合 7 年以内）	－	農業協同組合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	単協 2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会 5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		3 年以内	－	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農業災害特別対策資金		県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得に必要な資金	経営資金 個人 200 万円 <u>（果樹・畜産 500 万円）</u> 法人 1,000 万円 施設資金 個人 1,800 万円 法人 2 億円	災害の状況により決定する	経営資金 7 年以内 施設資金 7～17 年以内	経営資金 1 年以内 施設資金 2～7 年以内	農業協同組合

修 正 前

基本・風水害対策編					頁		
第4章 災害復旧・復興計画							
第4節 企業等援護計画					259		

第1 農林漁業関係の融資

(略)

2 林業関係

平成 29 年 10 月 19 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)	0.20～0.45%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%に相当する額	0.30%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造 林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.20～0.45%	30年以内 (林業経営改善計画による：40年以内、森林施業計画による：50年以内)	20年以内 (林業経営改善計画による：25年以内、森林施業計画による：35年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.20～0.24%	15年以内	5年以内	
	林 道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.20～0.45%	20年以内 (林業経営改善計画による：25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画による：7年以内)	
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)		災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円 特認 年間経営費の12分の3以内	0.20%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金(市長の被害認定が必要)	融資を受ける者の負担する額の45%に相当する額(激甚災害の場合60%) 個人 200万円(激甚災害の場合250万円) 法人 2,000万円のどちらか低い額	6.5%以内で法律の発動の都度定める	6年以内(激甚災害の場合7年以内)	—	森林組合
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金(県知事の被害認定が必要)	単協 2,500万円(激甚災害の場合5,000万円) 連合会 5,000万円(激甚災害の場合7,500万円)		3年以内	—	県森林組合連合会

修 正 後							
修 正 理 由							
○ 利率の変更による修正。							
第1 農林漁業関係の融資 (略)							
2 林業関係							
平成 30 年 11 月 19 日現在							
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額又は 1 施設当たり 300 万円 (特認 600 万円)	0.25～ 0.35%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%に相当する額	0.25～ 0.40%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造 林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.25～ 0.40%	30 年以内 (林業経営改善計画による：40 年以内、森林施業計画による：50 年以内)	20 年以内 (林業経営改善計画による：25 年以内、森林施業計画による：35 年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.25～ 0.35%	15 年以内	5 年以内	
	林 道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.25～ 0.40%	20 年以内 (林業経営改善計画による：25 年以内)	3 年以内 (林業経営改善計画による：7 年以内)	
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)		災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600 万円 特認 年間経営費の 12 分の 3 以内	0.25%	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金 (市長の被害認定が必要)	融資を受ける者の負担する額の 45%に相当する額 (激甚災害の場合 60%) 個人 200 万円 (激甚災害の場合 250 万円) 法人 2,000 万円のどちらか低い額	6.5%以内で法律の発動の都度定める	6 年以内 (激甚災害の場合 7 年以内)	—	森林組合
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金 (県知事の被害認定が必要)	単協 2,500 万円 (激甚災害の場合 5,000 万円) 連合会 5,000 万円 (激甚災害の場合 7,500 万円)		3 年以内	—	県森林組合連合会

修 正 前							
基本・風水害対策 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 企業等援護計画						頁 260	
第1 農林漁業関係の融資							
3 漁業関係							
平成 29 年 10 月 19 日現在							
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱 金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣 指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 1 施設当り 300 万円 (特認 600 万円) (漁船 1,000 万円)	<u>0.20～</u> <u>0.24%</u>	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%に相当する額	<u>0.20～</u> <u>0.30%</u>	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	<u>0.20～</u> <u>0.30%</u>	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000 万円 (激甚災害の場合 250～5,000 万円) 法人 2,000～5,000 万円	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	6 年以内 (激甚災害適用の場合は 7 年以内)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500 万円 (激甚災害の場合 5,000 万円) 連合会 5,000 万円 (激甚災害の場合 7,500 万円)		3 年以内	—	農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)		災害等により被害を受けた経営の再建	600 万円 (特認 年間経営費等の 1 2 分の 3 以内)	<u>0.20～</u> <u>0.20%</u>	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会

修 正 後						
修 正 理 由 ○ 利率の変更による修正。						
第1 農林漁業関係の融資 3 漁業関係						
平成30年11月19日現在						
資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間 主な取扱 金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣 指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1施設当り300万円（特認 600万円） （漁船1,000万円）	0.25～ 0.35%	15年以内	3年以内 日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%に相当する額	0.25～ 0.40%	20年以内	3年以内 日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.25～ 0.40%	20年以内	3年以内 日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧				
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人200～5,000万円（激甚災害の場合250～5,000万円） 法人2,000～5,000万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める	6年以内（激甚災害適用の場合は7年以内）	－ 県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協2,500万円（激甚災害の場合5,000万円） 連合会5,000万円（激甚災害の場合7,500万円）		3年以内	－ 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）		災害等により被害を受けた経営の再建	600万円（特認 年間経営費等の12分の3以内）	0.25～ 0.25%	10年以内	3年以内 日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画	頁 262
第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画 災害が発生した場合において、市民及び他都市等から寄贈された義援金及び救援物資（緊急物資及び民間企業からの義援物資）を被災者に確実かつ迅速に配分する。 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 広島市受援計画との整合性を図る。
第5節 義援金_____の受入・配分計画 災害が発生した場合において、市民及び他都市等から寄贈された義援金_____を被災者に確実かつ迅速に配分する。 (略)

修 正 前		
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所、西部水力センター）		頁 269
別表1 事業所		
名称	所在地	
（略）		
廿日市営業所 （佐伯区）	廿日市市串戸六丁目 5-12	0120-517- 270
広島北営業所 （安佐南区・安佐北区）	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28	0120-516- 830
矢野営業所 （安芸区）	広島市安芸区矢野新町二丁目 3-21	0120-525- 079
（略）		
西部水力センター	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30	(082) 810 -0019

修 正 後		
修 正 理 由 ○ 電話番号の変更。		
別表1 事業所		
名称	所在地	
（略）		
廿日市営業所 （佐伯区）	廿日市市串戸六丁目 5-12	0120-517- 370
広島北営業所 （安佐南区・安佐北区）	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28	0120-516- 850
矢野営業所 （安芸区）	広島市安芸区矢野新町二丁目 3-21	0120-525- 089
（略）		
西部水力センター	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30	(082) 819 -0019

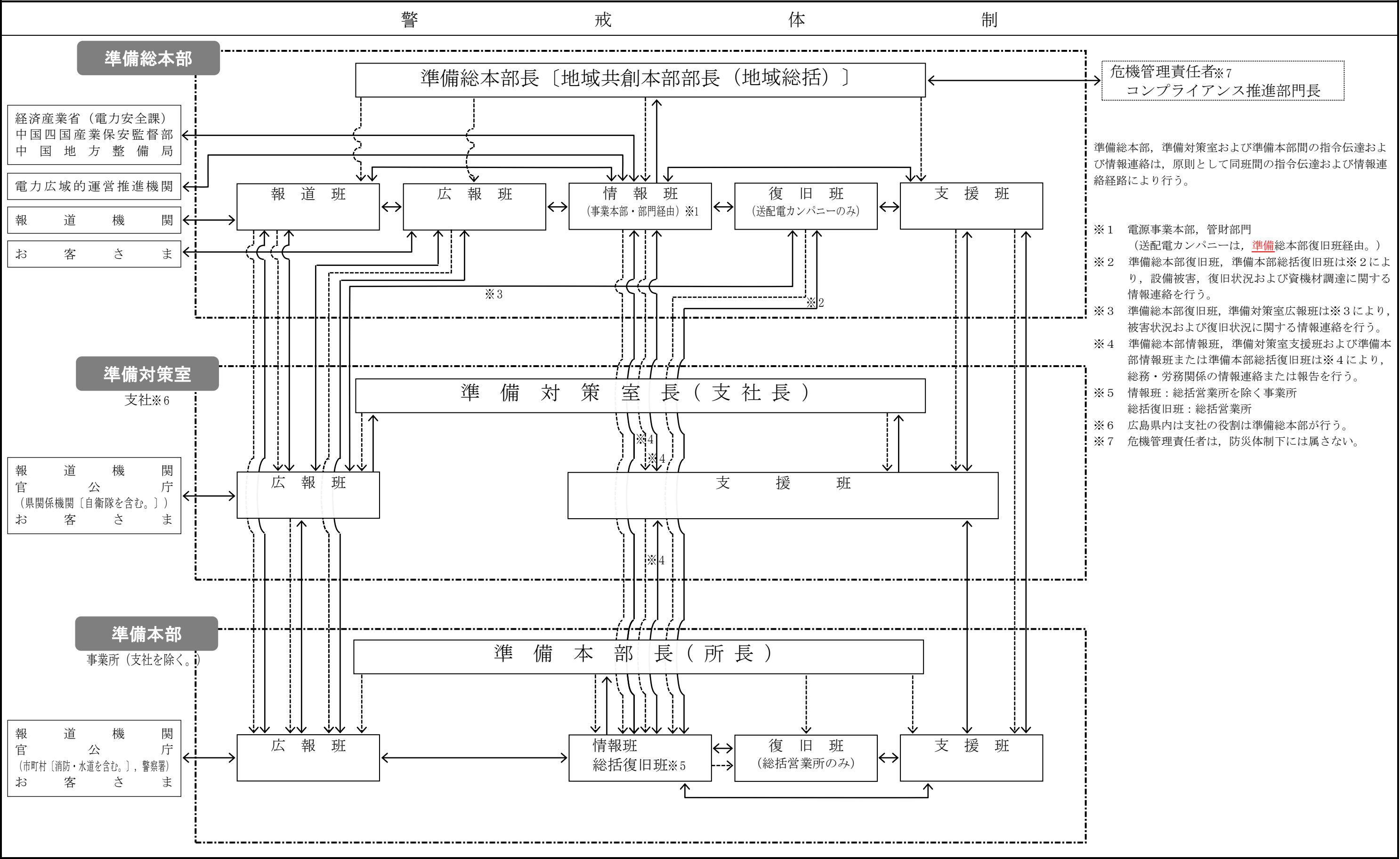
修 正 前													
基本・風水害対策編 第5章 公共事業等防災計画 第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所、西部水力センター）	頁 273												
別表5 総本部における防災体制下の各班の任務 <u>総本部における防災体制下の各班の任務</u> <table><tr><td>情報班</td><td>(略) ・官公庁との対応・報告 (経済産業省〔電力安全課〕、内閣府、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、 電力広域的運営推進機関等) (略)</td></tr><tr><td>報道班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広報班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>復旧班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>支援班</td><td>・官公庁 _____ への応援要請およびその状況の集約・連絡 (略)</td></tr><tr><td>被災従業員支援班</td><td>(略)</td></tr></table>		情報班	(略) ・官公庁との対応・報告 (経済産業省〔電力安全課〕、内閣府、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、 電力広域的運営推進機関等) (略)	報道班	(略)	広報班	(略)	復旧班	(略)	支援班	・官公庁 _____ への応援要請およびその状況の集約・連絡 (略)	被災従業員支援班	(略)
情報班	(略) ・官公庁との対応・報告 (経済産業省〔電力安全課〕、内閣府、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、 電力広域的運営推進機関等) (略)												
報道班	(略)												
広報班	(略)												
復旧班	(略)												
支援班	・官公庁 _____ への応援要請およびその状況の集約・連絡 (略)												
被災従業員支援班	(略)												

修 正 後													
修 正 理 由 ○ 非常災害対策規程の改正に伴う修正及び文書の体裁修正。													
別表5 総本部における防災体制下の各班の任務 <u>総本部における防災体制下の各班の任務</u> <table><tr><td>情報班</td><td>(略) ・官公庁との対応・報告 (経済産業省〔電力安全課〕、内閣府、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、<u>電力広域的運営推進機関等</u>) (略)</td></tr><tr><td>報道班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広報班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>復旧班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>支援班</td><td>・官公庁 <u>(自衛隊を含む。)</u> への応援要請およびその状況の集約・連絡 (略)</td></tr><tr><td>被災従業員支援班</td><td>(略)</td></tr></table>		情報班	(略) ・官公庁との対応・報告 (経済産業省〔電力安全課〕、内閣府、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、 <u>電力広域的運営推進機関等</u>) (略)	報道班	(略)	広報班	(略)	復旧班	(略)	支援班	・官公庁 <u>(自衛隊を含む。)</u> への応援要請およびその状況の集約・連絡 (略)	被災従業員支援班	(略)
情報班	(略) ・官公庁との対応・報告 (経済産業省〔電力安全課〕、内閣府、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、 <u>電力広域的運営推進機関等</u>) (略)												
報道班	(略)												
広報班	(略)												
復旧班	(略)												
支援班	・官公庁 <u>(自衛隊を含む。)</u> への応援要請およびその状況の集約・連絡 (略)												
被災従業員支援班	(略)												

修 正 前	
基本・風水害対策 第5章 公共事業等防災計画 第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所、西部水力センター）	頁 274
別表6 事業所（支社を除く。）における防災体制下の各班の任務	
情報班 （総括営業所以外）	（略）
総括復旧班 （総括営業所）	（略）
広報班	・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 ・お客さま対応（電話対応ほか） （略）
復旧班	（略）
支援班	（略）

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 非常災害対策規程の改正に伴う修正。	
別表6 事業所（支社を除く。）における防災体制下の各班の任務	
情報班 （総括営業所以外）	（略）
総括復旧班 （総括営業所）	（略）
広報班	・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 ・ <u>官公庁（市町村、警察署）との対応・報告</u> ・お客さま対応（電話対応ほか） （略）
復旧班	（略）
支援班	（略）

〔凡例：-----> 指令伝達〕
 <----- 情報連絡〕



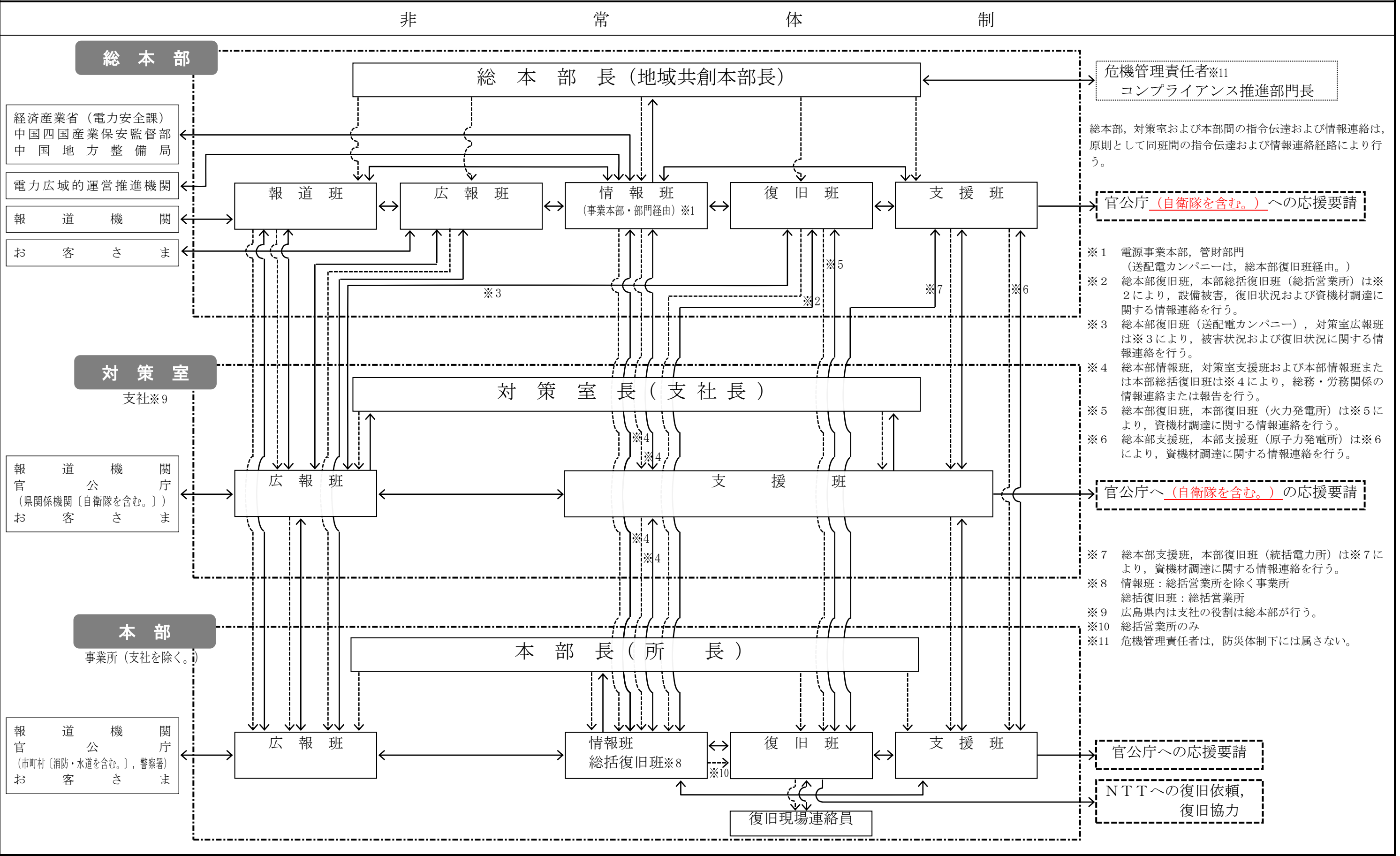
（注） 1. 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁および関係箇所は，送配電カンパニー（技術グループ）〔東京支社在勤〕が対応する。

2. 総本部を構成する事業本部・部門から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は，原則として次による。

支社…総務グループ，火力発電所（大崎・岩国を除く。）…技術管理課，原子力発電所…発電部，水力センター…水力総括課，総括営業所…配電総括課（当直者），統括電力所…企画課（制御所），大崎発電所・岩国発電所・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所

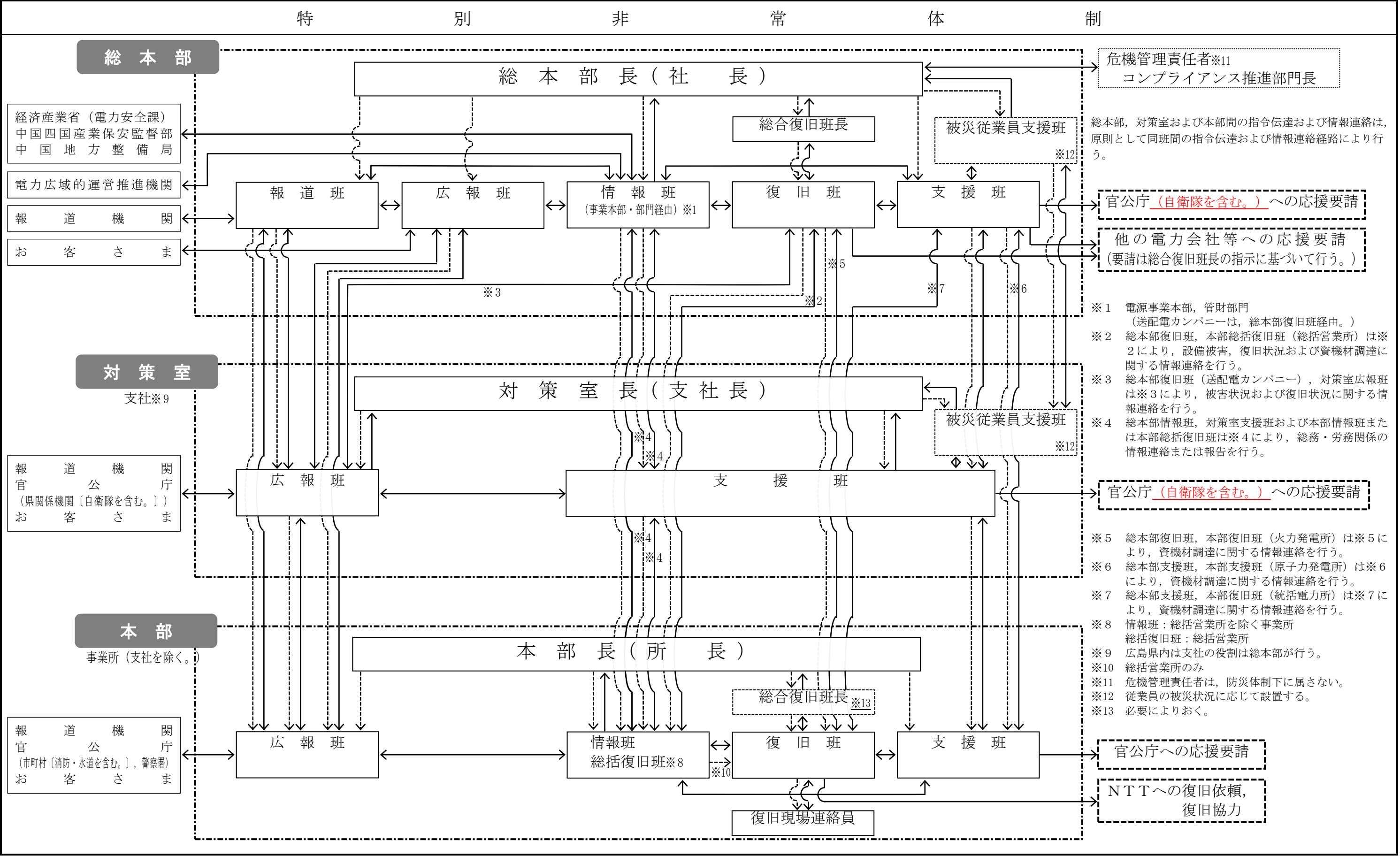
3. 事業所から防災体制が発令されていない本社への情報連絡を行う場合，原則として総本部を構成する事業本部・部門のうち，当該情報に係る事業本部・部門の連絡窓口に対して行う。

〔凡例：-----> 指令伝達〕
 <----- 情報連絡〕



(注) 1. 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁および関係箇所は、送配電カンパニー（技術グループ）〔東京支社在勤〕が対応する。
2. 総本部を構成する事業本部・部門から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は、原則として次による。
支社…総務グループ、火力発電所（大崎・岩国を除く。）…技術管理課、原子力発電所…発電部、水力センター…水力総括課、総括営業所…配電総括課（当直者）、統括電力所…企画課（制御所）、大崎発電所・岩国発電所・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所
3. 事業所から防災体制が発令されていない本社への情報連絡を行う場合、原則として総本部を構成する事業本部・部門のうち、当該情報に関する事業本部・部門の連絡窓口に対して行う。

〔凡例：-----> 指令伝達〕
 <----- 情報連絡〕



（注） 1. 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁および関係箇所は，送配電カンパニー（技術グループ）〔東京支社在勤〕が対応する。
2. 総本部を構成する事業本部・部門から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は，原則として次による。
支社…総務グループ，火力発電所（大崎・岩国を除く。）…技術管理課，原子力発電所…発電部，水力センター…水力総括課，総括営業所…配電総括課（当直者），統括電力所…企画課（制御所），大崎発電所・岩国発電所・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所
3. 事業所から防災体制が発令されていない本社への情報連絡を行う場合，原則として総本を構成する事業本部・部門のうち，当該情報に關係する事業本部・部門の連絡窓口に対して行う。

修 正 前

基本・風水害対策編

第 5 章 公益事業等防災計画

第 4 節 交通輸送施設

頁

288

第 1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

1 施設の概況

(略)

2 主な現業機関等

広島市内に関係する主な現業機関等は、以下のとおりである。

主な現業機関等

支社名	区所名	所在地	電話番号
広島支社	広島駅	南区松原町 2-37	<u>261-4697</u>
広島支社	広島総合指令所	東区二葉の里三丁目 8-21	261-0033
広島支社	広島保線区	東区上大須賀町 16-1	261-0516
広島支社	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目 8-21	261-2147
広島支社	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目 8-21	263-7545
<u>新幹線管理本部</u>	広島新幹線保線区	南区松原町 1-1	263-6230
<u>新幹線管理本部</u>	広島新幹線土木技術センター	南区松原町 1-1	263-3115
<u>新幹線管理本部</u>	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島 5-5-15	<u>06-7662-0902</u>

3 応急対策

(1) 防災組織

(略)

(2) その他の事項

その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部の内部規程等により対処するものとする。

4 地震に対する対策

(1) 地震計の設置箇所

ア 在来線の設置箇所

設 置 場 所	関 係 指 令	電話番号
東区二葉の里三丁目	広島支社 広島総合指令所	261-0033

イ 新幹線の設置箇所

設 置 場 所	関 係 指 令	電話番号
安芸区畑賀町	<u>新幹線管理本部</u> 山陽新幹線地区指令（施設）	<u>06-7662-0902</u>
西区山手町	<u>新幹線管理本部</u> 山陽新幹線地区指令（施設）	<u>06-7662-0902</u>

修 正 後

修 正 理 由

○ 組織改正による名称変更及び電話番号の変更。

第 1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部

1 施設の概況

(略)

2 主な現業機関等

広島市内に関係する主な現業機関等は、以下のとおりである。

主な現業機関等

支社名	区所名	所在地	電話番号
広島支社	広島駅	南区松原町 2-37	<u>262-9135</u>
広島支社	広島総合指令所	東区二葉の里三丁目 8-21	261-0033
広島支社	広島保線区	東区上大須賀町 16-1	261-0516
広島支社	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目 8-21	261-2147
広島支社	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目 8-21	263-7545
<u>新幹線鉄道事業本部</u>	広島新幹線保線区	南区松原町 1-1	263-6230
<u>新幹線鉄道事業本部</u>	広島新幹線土木技術センター	南区松原町 1-1	263-3115
<u>新幹線鉄道事業本部</u>	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島 5-5-15	<u>06-4805-7084</u>

3 応急対策

(1) 防災組織

(略)

(2) その他の事項

その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部の内部規程等により対処するものとする。

4 地震に対する対策

(1) 地震計の設置箇所

ア 在来線の設置箇所

設 置 場 所	関 係 指 令	電話番号
東区二葉の里三丁目	広島支社 広島総合指令所	261-0033

イ 新幹線の設置箇所

設 置 場 所	関 係 指 令	電話番号
安芸区畑賀町	<u>新幹線鉄道事業本部</u> 山陽新幹線地区指令（施設）	<u>06-4805-7084</u>
西区山手町	<u>新幹線鉄道事業本部</u> 山陽新幹線地区指令（施設）	<u>06-4805-7084</u>

事故対策本部の体制

(1) 第1種体制



(2) 第2種体制



(3) 第3種体制



事故対策本部等の種別、設置基準及び招集範囲

種 別	設 置 基 準	間接部門 招集範囲	直接部門招集範囲	
			当該箇所	それ以外の箇所
第1種 体 制	・お客様に死傷者を発生させた時又はその恐れがある時 ・設備管理に起因して、沿線の住民や通行人等に死傷を及ぼした時又はその恐れがある時 ・主要な線区が長時間不通となる時又はその恐れがある時 ・特に必要と認めた時	招集可能者 全員	招集可能者 全員	必要最少数の人員を招集し待機する。以後の体制については、事故対策本部長から指示を受ける。
第2種 体 制	・上記以外の列車事故が発生した時 ・上記以外の線区において、長時間不通となる恐れがある時 ・特に必要と認めた時	招集可能者の半数	関係長が計画した非常招集計画に基いた招集範囲とする。	体制については事故対策本部長からの指示を受ける。
第3種 体 制	・自然災害等により、輸送障害の恐れがある時 ・その他必要と認めた時	必要最少数		

事故対策本部各班の主な業務

班 別		主な担当業務
総務班		・死傷者の家族等への連絡、照会及び回答 ・見舞者及び弔問者の派遣並びに見舞金等の計画 ・地方自治体及び地域住民対応 ・事故荷物及び遺留品等の処理
広報班		・報道関係への情報提供等
経理・資材班		・復旧経費及び死傷者等に対する経費の現金出納 ・復旧に必要な物品調達及び輸送手配
被害者対応班		・死傷者等の把握及び死傷者名簿の作成 ・医療機関への応援要請 ・医療用品の確保及び収容病院等の把握 ・救助活動に関する指示 ・死傷者及び家族の対応 ・現地派遣社員動員計画及び本社、新幹線鉄道事業本部、隣接支社及び工事事務所等への応援要請
旅客案内班		・お客様対応の支援体制の計画 ・お客様への案内、誘導及び掲示対応の指示 ・代行輸送の手配 ・お客様に対する給食の斡旋及び毛布等の手配 ・お客様の休憩箇所の手配
輸送計画班		・復旧作業等の輸送計画 ・車両及び乗務員の運用計画
復旧計画班	車両班	・車両の復旧計画及び指示 ・復旧車両の回送準備
	施設班	・線路、構造物及び機械設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関する事
	電気班	・電力、変電、信号及び通信設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関する事 ・臨時電話機等の仮設
事故調査班		・事故の状況、原因の調査及び証拠物件の収集 ・運輸局、消防及び警察等関係機関への対応

部外機関との情報連絡体制

(広島市との連絡体制)

西日本旅客鉄道株式会社広島支社

運転事故又は災害対策本部設置

電話（昼） 082-261-0380（総務課）
（夜） 082-261-0033（輸送指令）
082-261-2143（施設課）
082-263-7545（施設指令）

災害対策本部未設置の場合

電話（昼） 082-261-0380（総務課）
（夜） 082-261-0033（輸送指令）
082-261-2143（施設課）
082-263-7545（施設指令）

西日本旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部

運転事故又は災害対策本部設置(対策本部設置及び未設置の場合)

電話（昼） 06-4805-7054（新幹線企画部総務課）
06-4805-7109（新幹線安全推進部安全指導・基準課）
（夜） 06-4805-7054（新幹線企画部総務課）
06-4805-7109（新幹線安全推進部安全指導・基準課）

広島市連絡窓口

広島市災害対策本部設置

電話（昼夜） 082-504-2595（危機管理室危機管理課）

広島市災害対策本部未設置の場合

電話（昼・夜・休日） 082-504-2653（危機管理室危機管理課）

修 正 前			
基本・風水害対策編 第 5 章 公益事業等防災計画 第 4 節 交通輸送施設		頁 304	
第 4 日本通運株式会社 別表 1			
中国・四国ブロック（中国エリア）管内の現況			
中国・四国 ブロック （中国エリア）	特定支店	一般支店	備考
広島支店 （広島市 南区西蟹屋）		大竹支店	（大竹市東栄）
		広島海運支店	（広島市南区宇品海岸）
		福山支店	（福山市鋼管町）
		<u>中国重機建設支店</u>	（広島市西区草津港）
	広島航空支店 （広島市南区西蟹屋）	岡山航空支店	（岡山市南区藤田）
		山口航空支店	（山口市江崎徳神）
	<u>松江支店</u> <u>（松江市平成町）</u>	<u>出雲支店</u>	<u>（出雲市長浜町）</u>
	<u>鳥取支店</u> <u>（鳥取市湖山町）</u>	<u>米子支店</u>	<u>（米子市大谷町）</u>
	岡山支店 （岡山市北区錦町）	倉敷支店	（倉敷市水島海岸通）
		周南支店	（周南市清水）
	下関支店 （下関市東大和町）	防府支店	（防府市駅南町）
		宇部支店	（宇部市明神町）

修 正 後			
修 正 理 由 ○ 組織改定に伴う変更。			
第4 日本通運株式会社 別表1			
中国・四国ブロック（中国エリア）管内の現況			
中国・四国 ブロック （中国エリア）	特定支店	一般支店	備考
広島支店 （広島市 南区西蟹屋）		大竹支店	（大竹市東栄）
		広島海運支店	（広島市南区宇品海岸）
		福山支店	（福山市鋼管町）
	広島航空支店 （広島市南区西蟹屋）	岡山航空支店	（岡山市南区藤田）
		山口航空支店	（山口市江崎徳神）
	<u>山陰支店</u> <u>（米子市大谷町）</u>	<u>松江支店</u>	<u>（松江市平成町）</u>
		<u>鳥取支店</u>	<u>（鳥取市湖山町）</u>
		<u>出雲支店</u>	<u>（出雲市長浜町）</u>
	岡山支店 （岡山市北区錦町）	倉敷支店	（倉敷市水島海岸通）
	下関支店 （下関市東大和町）	周南支店	（周南市清水）
		防府支店	（防府市駅南町）
		宇部支店	（宇部市明神町）

修 正 前																																													
基本・風水害対策編 第 5 章 公益事業等防災計画 第 4 節 交通輸送施設	頁 306-309																																												
第 5 広島電鉄株式会社 (略) 1 施設の概況 (略) イ 車庫の名称、所在地及び保有台数 (平成 29 年 9 月 30 日現在) <table><tr><th>車 庫 名</th><th>所 在 地</th><th>車両・編成数</th></tr><tr><td>千 田 車 庫</td><td>広島市中区東千田町二丁目 9-29</td><td>38 両+16 編成</td></tr><tr><td>江 波 車 庫</td><td>広島市中区江波西一丁目 24-59</td><td>36 両+2 編成</td></tr><tr><td>荒 手 車 庫</td><td>広島市西区草津南三丁目 6-3</td><td>41 編成+2 両</td></tr></table> (2) バス事業本部 ○営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表 (平成 29 年 9 月 30 日現在) <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>車両台数</th><th>電 話</th></tr><tr><td>曙 営 業 課</td><td>広島市東区曙一丁目 7-1</td><td>47 (1)</td><td>262-1982</td></tr><tr><td>仁 保 営 業 課</td><td>広島市南区仁保沖町 1-92</td><td>53 (1)</td><td>242-3575</td></tr><tr><td>江 波 営 業 課</td><td>広島市中区江波西一丁目 24-59</td><td>60 (1)</td><td>232-6455</td></tr><tr><td>広 島 南 営 業 課</td><td>広島市中区西白島町 24-9</td><td>84 (2)</td><td>221-4385</td></tr><tr><td>西 風 新 都 営 業 課</td><td>広島市佐伯区石内北五丁目 2-13</td><td>56 (1)</td><td>941-5565</td></tr><tr><td>広 島 北 営 業 課</td><td>広島市西区小河南町二丁目 18-1</td><td>56 (1)</td><td>231-5171</td></tr><tr><td>安 佐 出 張 所</td><td>広島市安佐北区安佐町飯室 1576</td><td>16 (0)</td><td>835-1860</td></tr></table> () 内は、貸切で内数である。		車 庫 名	所 在 地	車両・編成数	千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	38 両+16 編成	江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	36 両+2 編成	荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	41 編成+2 両	名 称	所 在 地	車両台数	電 話	曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	47 (1)	262-1982	仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	53 (1)	242-3575	江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	60 (1)	232-6455	広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	84 (2)	221-4385	西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	56 (1)	941-5565	広 島 北 営 業 課	広島市西区小河南町二丁目 18-1	56 (1)	231-5171	安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860
車 庫 名	所 在 地	車両・編成数																																											
千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	38 両+16 編成																																											
江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	36 両+2 編成																																											
荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	41 編成+2 両																																											
名 称	所 在 地	車両台数	電 話																																										
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	47 (1)	262-1982																																										
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	53 (1)	242-3575																																										
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	60 (1)	232-6455																																										
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	84 (2)	221-4385																																										
西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	56 (1)	941-5565																																										
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河南町二丁目 18-1	56 (1)	231-5171																																										
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860																																										

修 正 後			
修 正 理 由			
○ 車両数の変更。			
第5 広島電鉄株式会社			
(略)			
1 施設の概況			
(略)			
イ 車庫の名称、所在地及び保有台数			
(平成 30 年 9 月 30 日現在)			
車 庫 名	所 在 地	車両・編成数	
千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	37 両+16 編成	
江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	38 両+2 編成	
荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	42 編成	
(2) バス事業本部			
○営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表			
(平成 30 年 9 月 30 日現在)			
名 称	所 在 地	車両台数	電 話
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	50 (1)	262-1982
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	54 (1)	569-5050
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	57 (1)	232-6455
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	88 (2)	221-4385
西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	56 (1)	941-5565
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河南町二丁目 18-1	57 (1)	231-5171
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860
() 内は、貸切で内数である。			

修 正 前									
水防計画 第 7 章 雑則 別表第 1 水位・潮位及び雨量の観測場所 1 水位の観測場所								頁 431-432	
(2) 広島県水位観測所《県西部建設事務所》									
河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	基準水位 (m)				
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
安 川	上 安	県 防 災システム	安佐南区相田二丁目地先	5.20	3.25	2.85	2.70	2.35	
				5.20					
瀬 野 川	石 原	〃	安芸郡海田町石原地先	4.60	2.90	2.20	1.90	1.10	
				4.30					
瀬 野 川	瀬 野	〃	安芸区瀬野一丁目1123 地先	4.40	2.00	1.80	1.50	—	
				4.05					
八 幡 川	中 地	〃	佐伯区八幡東一丁目33	4.00	3.50	3.15	2.50	1.70	
				4.75					
三 篠 川	向 原	〃	安芸高田市向原町長田字田屋 3462-2 地先	4.00	1.30	1.15	1.05	0.65	
				3.12					
根 谷 川	三入南	〃	安佐北区三入三丁目	3.58	1.65	1.35	1.30	0.75	
				3.66					
水 内 川	菅 沢	〃	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	6.30	3.50	3.25	2.40	1.50	
				5.00					
河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	基準水位 (m)				
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
八幡川	小 深 川	県 防 災システム	佐伯区五日市町下小深川椎木 33-3	5.80	—	—	—	—	
				4.20					
〃	白 川	〃	佐伯区五日市町向原	二	—	—	—	—	
				二					
石 内 川	石 内	〃	佐伯区五日市町石内字平田 3712-3	5.23	—	—	—	—	
				4.83					
〃	高 井	〃	佐伯区八幡東四丁目35-5-6 地先	5.46	—	—	—	—	
				山付け					
梶 毛 川	上 中	〃	佐伯区五日市町大字石内 3470-1 地先	5.59	—	—	—	—	
				5.59					
猿 猴 川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40	(2.15)	—	—	—	
				4.40					
京 橋 川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40	(2.15)	—	—	—	
				4.40					
鈴 張 川	向 田	〃	安佐北区安佐町飯室字向田 4401-4	3.66	2.45	2.10	1.45	—	
				3.29					
府中大川	大 須	〃	安芸郡府中町大須三丁目	3.57	2.30	1.90	1.40	—	
				3.61					
吉 山 川	久 地	〃	安佐北区安佐町久地字城下 4492	3.96	—	—	—	—	
				3.73					
大毛寺川	亀 山	〃	安佐北区亀山	3.86	—	—	—	—	
				4.05					
岡ノ下川	岡 ノ 下	〃	佐伯区五日市中央地先	2.57	2.10	1.90	1.90	—	
				2.81					
岡ノ下川	中 州 橋	〃	佐伯区五日市中央 4 丁目7 地先	二	2.10	1.65	1.45	—	
				二					
南 原 川	南 原	〃	安佐北区可部町上町屋字下小野	2.92	1.35	1.05	1.05	—	
				3.16					

修 正 後

修 正 理 由

○ 広島県水位観測所の記載内容の一部を修正する。

(2) 広島県水位観測所《県西部建設事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	基準水位 (m)				
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
安 川	上 安	県 防 災システム	安佐南区相田二丁目地先	5.20 5.20	3.25	2.85	2.70	2.35	
瀬 野 川	石 原	〃	安芸郡海田町石原地先	4.60 4.30	2.90	2.20	1.90	1.10	
瀬 野 川	瀬 野	〃	安芸区瀬野一丁目1123 地先	4.40 4.05	2.00	1.80	1.50	—	
八 幡 川	中 地	〃	佐伯区八幡東一丁目33	4.00 4.75	3.50	3.15	2.50	1.70	
三 篠 川	向 原	〃	安芸高田市向原町長田字田屋 3462-2 地先	4.00 3.12	1.30	1.15	1.05	0.65	
根 谷 川	三入南	〃	安佐北区三入三丁目	3.58 3.66	1.65	1.35	1.30	0.75	
水 内 川	菅 沢	〃	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	6.86 6.94	3.50	3.25	2.40	1.50	

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	基準水位 (m)				
				左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	
八幡川	小 深 川	県 防 災システム	佐伯区五日市町下小深川椎木 33-3	5.80 4.20	—	—	—	—	
〃	白 川	〃	佐伯区五日市町向原	5.70 6.78	—	—	—	—	
石 内 川	石 内	〃	佐伯区五日市町石内字平田 3712-3	5.23 4.83	—	—	—	—	
〃	高 井	〃	佐伯区八幡東四丁目35-5-6 地先	5.46 山付け	—	—	—	—	
梶 毛 川	上 中	〃	佐伯区五日市町大字石内 3470-1 地先	5.59 5.59	—	—	—	—	
猿 猴 川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	
京 橋 川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	
鈴 張 川	向 田	〃	安佐北区安佐町飯室字向田 4401-4	4.30 3.62	2.45	2.10	1.45	—	
府中大川	大 須	〃	安芸郡府中町大須三丁目	3.57 3.61	2.30	1.90	1.40	—	
吉 山 川	久 地	〃	安佐北区安佐町久地字城下 4492	3.96 3.73	—	—	—	—	
大毛寺川	亀 山	〃	安佐北区亀山	3.86 4.05	—	—	—	—	
岡ノ下川	岡 ノ 下	〃	佐伯区五日市中央地先	2.57 2.81	二	二	二	—	
岡ノ下川	中 州 橋	〃	佐伯区五日市中央 4 丁目7 地先	4.06 4.21	2.10	1.65	1.45	—	
南 原 川	南 原	〃	安佐北区可部町上町屋字下小野	2.91 3.39	2.00	1.90	1.05	—	

修 正 前	
水防計画 付表 別表第2 2 雨量の通報系統及び収集系統	頁 438
2 雨量の通報系統及び収集系統	
<pre>graph TD subgraph Stations direction TB S1["広島市雨量観測所"] S2["広島県雨量観測所 西部建設事務所 250-8151 西部建設事務所 安芸太田支所 0826-22-0541"] S3["広島地方気象台 地域気象（雨量）観測所 広島地方気象台 223-3951"] S4["国土交通省雨量観測所 太田川河川事務所 222-9245 （災害対策室）222-2436"] end S1 -- red arrow --> FS["消 防 署"] S2 --> FS S2 --> HPS["広島県防災情報システム"] S3 --> NHPS["気象庁ホームページ 国土交通省ホームページ 広島県防災情報システム"] S4 --> NHPS FS --> DO["区 役 所"] HPS --> DO HPS --> HQ["災害対策本部 （危機管理室災害対策課） 504-2356"] NHPS --> HQ HQ -.-> DO HQ -.-> AG["各 局 等"] AG --> RK["関 係 機 関"]</pre>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 広島市雨量計の所管替えによる収集系統の変更。	
2 雨量の通報系統及び収集系統	
<pre>graph TD subgraph Stations direction TB S1["広島市雨量観測所"] S2["広島県雨量観測所 西部建設事務所 250-8151 西部建設事務所 安芸太田支所 0826-22-0541"] S3["広島地方気象台 地域気象（雨量）観測所 広島地方気象台 223-3951"] S4["国土交通省雨量観測所 太田川河川事務所 222-9245 （災害対策室）222-2436"] end S1 --> FS["消 防 署"] S2 --> FS S2 --> HPS["広島県防災情報システム"] S3 --> NHPS["気象庁ホームページ 国土交通省ホームページ 広島県防災情報システム"] S4 --> NHPS FS --> DO["区 役 所"] HPS --> DO HPS --> HQ["災害対策本部 （危機管理室災害対策課） 504-2356"] NHPS --> HQ HQ -.-> DO HQ -.-> AG["各 局 等"] AG --> RK["関 係 機 関"]</pre>	

修 正 前	
水防計画 付表 別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達	頁 439
別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 電話番号の変更。	
別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達	

修 正 前			
水防計画 第 7 章 雑則 付表 別表第 4	頁 469		
3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 総括表 (平成 29 年 11 月 1 日現在)			
行 政 区	箇 所 数	面 積 (ha)	摘 要
中 区	0	0	
東 区	11	1.79	
南 区	1	10.74	
西 区	6	18.52	
安 佐 南 区	10	154.85	
安 佐 北 区	20	102.30	
安 芸 区	10	91.18	
佐 伯 区	7	50.06	
計	65	429.44	

修 正 後

修 正 理 由

○ 時点修正。

3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 総括表

(平成 30 年 11 月 1 日現在)

行 政 区	箇 所 数	面 積 (ha)	摘 要
中 区	0	0	
東 区	10	1.91	
南 区	2	10.78	
西 区	4	18.75	
安 佐 南 区	10	146.89	
安 佐 北 区	22	103.80	
安 芸 区	8	90.67	
佐 伯 区	6	24.32	
計	62	397.12	

(2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発 手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
東区	牛田早稲田二丁目853の一部	宅	0.06	柴崎不動産	石丸組 (241-3885)	
	馬木一丁目651-10外9筆	開 宅	0.13	坂本勇	栄工業 (株)バスルハウス (232-6133)	
	福田町大字大谷214番1の一部	宅	0.32	原野 暢貴	クロダ工業(有) (244-1543)	
	福田二丁目2618の一部外3筆	宅	0.03	中土井 重治	㈱ヒロヨシ (883-0150)	
	馬木二丁目521-1外10筆	開	0.53	株式会社ジェイエステー ト	有限会社金村建設 (232-3760)	
	広島市東区上温品四丁目353番12 の一部外4筆	開	0.30	有限会社畠中商事	㈱下前建設 (899-3048)	
	山根町79番2の一部及び80番10の 一部	開	0.14	学校法人瀬戸内学園	清水建設(株)	
	牛田旭一丁目132番16号の一部外 一筆	宅	0.09	株式会社タカケン	門田建設工業(株) (921-1411)	
	戸坂大上四丁目2091番5の一部	宅	0.02	株式会社住研社	門田建設工業(株) (921-1411)	
	温品三丁目262番2の一部外三筆	宅	0.10	株式会社B-I-M	(有)広徳工業 (961-6156)	
	戸坂山根三丁目2619番7の一部 外一筆	宅	0.07	山本 貴美子	門田建設工業(株) (921-1411)	
	牛田早稲田三丁目797番	開	0.22	株式会社B J C	㈱星野建設 (899-7323)	
	上温品一丁目605番1外2筆	開	0.12	永町 隆幸	㈱広島美建 (848-3111)	
	温品六丁目1381番	宅	0.01	吉川 順一	南ルフト (829-0598)	
	馬木四丁目1950番3外1筆	開	0.19	宮崎 有紀江	大和ハウス工業(株) (501-3467)	
	計 10か所		1.91			
南区	楠那町・丹那町・丹那新町の各 一部	区 宅	10.74	広島市朝見原土地区画整 理組合理事長 藤川 裕子		
	黄金山町535番4の一部外1筆	宅	0.04	株式会社グリーンハウス	㈱崇友興産 (929-0706)	
	計 2か所		10.78			
西区	己斐上三丁目1040外	宅	17.06	宗教法人遍照不動尊	大成建設(株)	
	山田町43番3の一部外3筆	宅	0.49	双葉エステート株式会社	双葉運輸(株) (437-2455)	
	山田町536番1外1筆	宅	0.23	流田 哲郎	清水土木工業(株) (282-6156)	
	井口四丁目77番外10筆	開	0.65	株式会社イワキ	門田建設工業(株) (921-1411)	
	井口三丁目977番1外6筆	宅	0.05	タスタプロ株式会社	㈱花丸興業 (837-2983)	
	己斐東三丁目18番51外3筆	宅	0.04	松村 建宏	㈱河崎組 (228-2280)	
	観音新町四丁目2876番22の一部外1筆	開	0.55	三井不動産株式会社 今井産業株式会社	鹿島建設(株) (553-7900)	
	古江東町365番外10筆	開	0.41	ミサワホーム中国株式会社	㈱竹中土木 (222-7400)	
	草津梅が台33番9の一部外14筆	宅	0.73	医療法人社団更生会	今井産業 (0855-92-1321)	
	計 4か所		18.75			
安佐南区	沼田町大字伴	開 宅	126.73	アイエス(株)		
	山本町字方置山12232番2外27筆	開 宅	7.92	東亜地所(株)	前田・清水JV (875-9611)	
	八木五丁目6101-45の一部外10筆	宅	0.15	伊勢社宮総代代表 奈良原 宏	芸北建設 (812-2429)	
	八木三丁目3034番1の一部外3筆	宅	0.22	宗教法人円蔵院太陽の会	円蔵院太陽の会 (086-805-4100)	
	上安町字緑ヶ丘2042-1の一部外4 筆	宅	0.22	藤谷 孝行	㈱フジコウ (262-8777)	
	沼田町大字伴字佐胡596番1外69 筆	宅	18.72	南水野砂利	㈱楠建 (848-6000)	
	山本六丁目1029番4外	宅	0.14	㈱尼子建設	㈱尼子建設 (875-4070)	
	大塚東三丁目外9筆	宅	0.46	川本 誠	㈱不動研 (849-0668)	
	土安六丁目1254番2の一部外6筆	宅	0.11	社会福祉法人I G L学園 福祉会	未定	
	伴西三丁目3番5外2筆	宅	0.18	㈱広島ケロシンサービス	㈱共立 (241-4151)	
	祇園八丁目277番1	開	0.38	㈱トーンシン住宅	㈱河崎組 (228-2280)	
	伴東四丁目9551番2の一部外2筆	宅	0.08	㈱ミサキ工業	㈱ミサキ工業 (299-1469)	
	伴東四丁目9533番1外3筆	宅	0.07	㈱ミサキ工業	㈱ミサキ工業 (299-1469)	
	祇園八丁目	宅	0.18	景山 慶二	㈱河崎組 (228-2280)	
	計 10か所		146.89			

行政区	造成場所	開発手法	面積(ha)	造成主	工事施行者(電話番号)	摘要
安佐北区	安佐町大字あさひが丘1040-4の一部	宅	0.15	栄進重機(有)	栄進重機(有) (837-2038)	
	安佐町飯室字猪之子4506-1の一部外7筆	宅	0.07	神川 栄三	坂原組 (818-8765)	
	安佐町大字あさひが丘1225-1の一部	宅	0.10	二井 信幸	ニコー(株) (844-0293)	
	可部町大字綾ヶ谷字畑241外5筆	宅	0.30	(有)寺岡組	(有)星野組 (842-5811)	
	安佐町大字後山字峠2243-1の一部外49筆	宅	2.59	(株)フロンティア・ジャパン	(株)砂原組 (243-7426)	
	安佐町大字鈴張字片平2995-1外21筆	宅	2.46	(株)みどり	(株)栗本 (293-8500)	
	可部町大字綾ヶ谷字大平854外18筆	宅	0.84	(株)金田組	(株)金田組 (292-9666)	
	安佐町大字後山字迫分乙1039外	宅	0.50	(有)IGL学園	渡辺工務店	
	小河原町字佛堂508-2外6筆	宅	0.17	よしや建設(株)	よしや建設(株) (281-3984)	
	白木町大字志路字大瀑3933番1の一部外281筆	宅	82.89	(株)クリショー	(株)クリショー (828-1112)	
	白木町大字志路字高盛4953-1外14筆	宅	6.50	協和鉱業(株)	協和鉱業(株) (815-1386)	
	亀山七丁目26番1の一部ほか2筆	宅	0.01	広島市長(安佐北区地域整備課)	未定	
	安佐町大字筒瀬越道731番ほか158筆	開	4.75	広島市長(市民局文化スポーツ部スポーツ振興課)	未定	
	三八七丁目1094-1の一部、1095-1の一部	宅	0.01	広島市長(安佐北区地域整備課)	未定	
	落合南七丁目1491番1ほか3筆	宅	0.09	アスカコーポレーション(有)	日揮トラスト (082-433-3808)	
	亀山南三丁目326番1の一部ほか20筆	開	0.29	大和ハウス工業(株)広島支社	大和ハウス工業(株)広島支社 (501-5591)	
	深川八丁目576番の一部、677番1の一部	開	0.05	向井康太	(株)広島美建 (848-3111)	
	真亀五丁目144番11	宅	0.02	(株)サクシード	(株)サクシード (815-2550)	
	亀山六丁目1817番1ほか5筆	開	0.22	(株)不動研	(株)不動研 (849-0558)	
	安佐町大字飯室4221番1ほか13筆	宅	0.29	NECキャピタルソリューション(株)	協立土建(株) (262-9720)	
	深川五丁目2056番1の一部外2筆	宅	0.05	(株)信和ホーム	門田建設工業(有) (928-4676)	
	亀山南三丁目779番1の一部	宅	0.09	NT内装(株)	(株)大和興産 (814-1111)	
	深川五丁目1996番2の一部外1筆	宅	0.01	久都内 壽	東建コーポレーション(株) (837-2841)	
	可部三丁目130番3外10筆	開	0.99	(株)センゴク木材	門田建設工業(有) (928-4676)	
	亀山南二丁目441番	開	0.30	宮崎 茂憲	大和ハウス工業(株) (501-5597)	
	小河原町字寺林1572番1外5筆	開	0.41	(株)センゴク木材	(有)広徳工業 (961-6157)	
	あさひが丘七丁目161番の一部外8筆	開	0.18	(有)季絵野	(有)ダイテック (841-6151)	
	口田南四丁目114番の一部外1筆	宅	0.03	(株)信和ホーム	門田建設工業(有) (928-4676)	
	安佐町大字久地字免田山11216番の一部外1筆	宅	0.20	(有)高良産業開発	(有)高良産業開発 (835-0635)	
	計 22か所		103.80			
安芸区	船越二丁目外	区宅	80.90	広島市安芸土地区画整理組合		
	瀬野町字長者山	宅	0.91	(有)山一建設	(有)山一建設 (234-0110)	
	瀬野町字中道原	宅	0.54	(有)山一建設	(有)山一建設 (234-0110)	
	上瀬野町越山619-538外2筆	宅	0.98	ニコー(株)	ニコー(株) (844-0293)	
	船越町字岩瀧山303-1、304-1の各一部	宅	0.09	石谷興業(有)	石谷興業(有) (822-1821)	
	畑賀二丁目336-1の一部	宅	0.05	地方独立行政法人広島市立病院機構		
	矢野町字鷹巣708-1外19筆	宅	6.94	(株)熊野技建	(株)熊野技建 (082-854-4344)	
	矢野西三丁目1219番1の一部外4筆	開	0.36	社会福祉法人香南会	(株)TKC (516-7082)	
	瀬野五丁目1645番9外2筆	開	0.24	いつき建設(株)	いつき建設(株) (275-5100)	
	矢野町字寺屋敷752番3の一部、752番823番の一部	宅	0.17	(株)山村不動産開発	門田建設工業(有) (921-1411)	
	中野七丁目3786番1	宅	0.07	(株)エーケーホーム	(株)あゆみ建設 (0823-22-2234)	
	計 8か所		90.67			

行政区	造成場所	開発 手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
佐伯区	五日市町大字下河内字野地135番1の一部外109筆	開宅	2.76	岩谷興業(株)	山陽工業(株) (082-232-6471)	
	石内東四丁目500番11 外37筆	開	26.18	イオンモール(株)	株大本組 (924-3727)	
	五日市町大字石内字押入山1816番21外65筆	開	20.09	西広島開発(株)	(株)フジタ (941-5102)	
	五日市町大字石内字奥原1905番の一部外13筆	宅	0.50	株ニシムラ	株ニシムラ (555-4330)	
	石内上二丁目1408番8の一部外3筆	宅	0.23	カーブトラック(株)	清水土建工業 (921-2558)	
	五日市町大字下小深川字魚瀧239番1の一部外12筆	開	0.26	沖本行雄	大東建託(株) (295-5528)	
	五日市町大字美鈴園14番の7の一部外2筆	宅	0.04	株信和ホーム	門田建設工業(株) (921-1411)	
	五日市町大字石内字岡田ヶ原3406番の一部外11筆	宅	0.99	株ニシムラ	株ニシムラ (555-4330)	
	五日市二丁目216番の一部	開	0.13	株リビルド	門田建設工業(株) (921-1411)	
	五日市町大字石内字有井3990番5外3筆	開	0.05	社それいゆの会	前田道路(株)広島営業所 (250-7790)	
	五日市町大字下小深川字門前92番1の一部外5筆	開	0.30	木住販売(株)	南竹之内土木 (0828-54-1301)	
	計 6か所		24.32			

修正前											
水防計画 (付表) 別表第7 1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 《太田川河川事務所》							頁 474				
平成28年3月末現在											
管 理 者	保 管 場 所	材 料 名									
		土 の う 袋	鉄 線	丸 太 等	鉄 バ イ プ 等	掛 矢 等	ロ ブ	シ ト	水 防 マ ット		
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	枚	kg	本	本	丁	巻	枚	枚		
		9,090	10 #	10kg	木杭 45mm角 1.5m 95本	鉄杭 φ22mm 1.2m 14本 1.5m 9本	掛矢 2	9m/m 1巻(100m)	(3.6×5.4m) 10		
		耐候性 大型土嚢	12 #	2kg	100mm角 1.0m 8本	被覆杭 φ22mm 1.5m 31本	大ハンマー (3.5kg) 1	トラロープ 12m/m 2巻(200m) マニラ 4巻(800m)			
		320									
		麻袋									
		1,600									
		袋詰玉石 袋2t用									
		250									
	75mm角 1.8m 40本										
	吉島倉庫	3,000									
耐候性 大型土嚢											
草津倉庫	50										
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200	10 #	400kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本	鉄パイプ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 690本 1.5m 200本	掛矢 2本	5m/m 200m 4束	(3.6×2.4m) 100	12個	
		1t土嚢	8 #	200kg	木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本		大ハンマー (3.5kg) 4	10m/m 12束 トラロープ 100m巻 3束			
		140									
		耐候性 大型土嚢 (3年)									
		70									
管理第二課長	高瀬分室倉庫	400						マニラ 2巻(100m)			
可部出張所長	可部出張所倉庫	8,200	8 #	100kg	木杭 45mm角 0.9m 120本 1.5m 90本 2.0m 100本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本	掛矢 8	10m/m 8巻(1600m) 9m/m 3巻(300m) 5m/m 2巻(400m)	90	2	
		1t土嚢			鉄杭 φ19mm 1.5m 100本						
		200									
		耐候性 大型土嚢									
		130									
加計出張所長	巴町倉庫	9,200	8 #	50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本	掛矢 5		14	20	
		1t土嚢			木杭 45mm角 0.9m 87本 1.5m 70本	鉄杭 φ16mm 1.5m 45本					
		101									
	香草倉庫	8,400	12 #	50kg	木杭 30mm角 0.5m 36本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 36本	大ハンマー (3.5kg) 3	30m(3分) 2巻	144		
		1t土嚢	8 #	50kg				20m(3分) 1巻			
170											
小瀬川出張所長	小瀬川出張所倉庫	13,880	10 #	200kg	丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本	掛矢 4	9m/m 2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	ブルーシート 107枚 防災シート 6枚	14	
		1t土嚢	8 #	100kg	木杭 40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄杭 φ19mm 1.5m 38本					
		100									

修正後									
修正理由									
○ 時点修正。									
平成30年10月末現在									
管 理 者	保 管 場 所	土 の 袋	鉄 線	丸 太 等	鉄 パイ プ 等	掛 矢 等	ロ ブ	シ ト	水 防 マ ット
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	枚	kg	本	本	丁	巻	枚	枚
		9,090	10 #	木杭	鉄杭	掛矢 2	9m/m	(3.6×5.4m)	
		耐候性 大型土囊	10kg	45mm角 1.5m 95本	φ22mm 1.2m 14本 1.5m 9本	大ハンマー (3.5kg) 1	1巻(100m) トラロープ	6	
		309	12 #	100mm角 1.0m 8本	被覆杭		12m/m 2巻(200m) マニラ 4巻(800m)		
		袋詰玉石 袋2t用	2kg	40mm角 1.2m 50本	φ22mm 1.5m 31本				
		89							
	吉島倉庫	3,200							
	草津倉庫	50							
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200	10 #	丸太	鉄パイプ	掛矢 2本	5m/m	(3.6×2.4m)	12
		1t土囊	400kg	φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本	φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 690本 1.5m 200本		200m 4束 10m/m 12束 トラロープ 100m巻 3束	100	
		耐候性 大型土囊 (3年)	200kg	φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本	鉄杭 φ19mm 1.5m 90本				
		100		木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本					
管理第二課長	高瀬分室倉庫	200					マニラ 2巻(100m)		
可部出張所長	可部出張所倉庫	1,800	8 #	木杭		掛矢 6	10m/m	(3.6×2.4m)	10
		1t土囊	100kg	45mm角 0.9m 13本 1.5m 20本 2.0m 70本		大ハンマー (3.5kg) 2	8巻(1600m) 9m/m 2巻(300m) 5m/m 5巻(400m)	99	
		耐候性 UV剤配合 大型土囊	200	鉄杭 φ19mm 1.5m 100本					
		240							
加計出張所長	巴町倉庫	7,400	8 #	丸太	鉄パイプ	掛矢 1		14	20
		1t土囊	50kg	φ10cm 1.0m 50本	φ2cm 1.2m 375本				
	香草倉庫	1,400	12 #	木杭	鉄パイプ	掛矢 4	30m(3分) 2巻	144	
		1t土囊	50kg	30mm角 0.5m 36本	φ2cm 1.2m 36本	大ハンマー (3.5kg) 3	20m(3分) 1巻		
小瀬川出張所長	小瀬川出張所倉庫	13,880	10 #	丸太	鉄パイプ	掛矢 4	9m/m	ブルーシート	14
		1t土囊	200kg	φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本	φ2.2cm 1.8m 99本	大ハンマー (3.5kg) 1	2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	107枚 防災シート 6枚	
		127	8 #	木杭	鉄杭 φ19mm 1.5m 38本				
			100kg	40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本					

修 正 前	
震災対策編 第 2 章 震災予防計画 第 3 節 市街地の整備	頁 41
第 2 既成市街地の整備 一方、既成市街地においては、都市機能上、居住環境上及び防災上からも、早急に改善を必要とする地区が数多く存在する。このため、それぞれの地区の現況及び特性に応じ、「市街地の整備」を促進し、良好な市街地の形成を図る。 <u>現在、整備が進められている</u>向洋駅周辺青崎地区_____については、土地区画整理事業及び公共下水道事業を推進することにより、都市基盤及び居住環境の一体的な整備を図る。既成市街地の周辺部に広範に広がる都市基盤施設の未整備な地区については、土地区画整理事業等既存事業手法あるいは地区計画制度等規制誘導方策を適所に活用し、都市基盤施設の改善に努める。また、特に国道 2 号以南に多く存在する木造老朽住宅の密集地区については、老朽住宅の建替えを促進し、住宅の共同化・不燃化及び公共施設の整備による住環境全体の改善を図る。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 西広島駅北口地区での土地区画整理事業が都市計画決定されたため、土地区画整理事業の計画地区を追加する。
第 2 既成市街地の整備 一方、既成市街地においては、都市機能上、居住環境上及び防災上からも、早急に改善を必要とする地区が数多く存在する。このため、それぞれの地区の現況及び特性に応じ、「市街地の整備」を促進し、良好な市街地の形成を図る。 _____向洋駅周辺青崎地区<u>及び西広島駅北口地区</u>については、土地区画整理事業及び公共下水道事業を推進することにより、都市基盤及び居住環境の一体的な整備を図る。既成市街地の周辺部に広範に広がる都市基盤施設の未整備な地区については、土地区画整理事業等既存事業手法あるいは地区計画制度等規制誘導方策を適所に活用し、都市基盤施設の改善に努める。また、特に国道 2 号以南に多く存在する木造老朽住宅の密集地区については、老朽住宅の建替えを促進し、住宅の共同化・不燃化及び公共施設の整備による住環境全体の改善を図る。

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第5節 地盤災害による被災の防止	頁 43
第2 地震に伴う崖崩れ等による建築物等の被災防止対策 1 山地災害危険地区《経済観光局農林整備課》 本市における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、 <u>3,739</u> 地区となっている。 こうした状況を踏まえ、県に対し、治山事業等の推進を働きかけるとともに、今後、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 時点修正。
第2 地震に伴う崖崩れ等による建築物等の被災防止対策 1 山地災害危険地区《経済観光局農林整備課》 本市における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、 <u>3,746</u> 地区となっている。 こうした状況を踏まえ、県に対し、治山事業等の推進を働きかけるとともに、今後、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。

修 正 前	
震災対策編 第 2 章 震災予防計画 第 12 節 保健衛生・ごみ処理・防疫・遺体の火葬体制の整備	頁 63
第 12 節 保健衛生・ごみ処理・ <u>防疫</u> ・遺体の火葬体制の整備	
指定避難所（生活避難場所）を中心とした被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制及び多数の死者が生じた場合の遺体の火葬体制等を整備する。	
第 1 保健衛生活動・ごみ処理体制の整備	
1 被災者の健康の保持《健康福祉局健康推進課_____》 保健師等による訪問指導・健康相談など被災者の健康を保持するための体制づくりを行う。 _____ _____ _____	
<u>2 生活環境の確保</u> 《環境局業務第一課・業務第二課、危機管理室災害予防課》 (1) 指定避難所（生活避難場所）の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結するとともに、設置までの間に使用するための簡易トイレについて、本章第 13 節第 8 に定めるとおり、指定避難所（生活避難場所）となる小学校等を中心に備蓄を行う。 (2) 被災地の衛生状態の保持のため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）を迅速に収集・処理するための特別ごみ処理班及び特別し尿処理班をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。 ごみ、し尿の排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。	
<u>第 2 防疫活動体制の整備</u> 《健康福祉局健康推進課》 指定避難所（生活避難場所）を中心とした被災地の衛生環境を確保するため、指定避難所（生活避難場所）周辺の消毒等防疫に必要な資機材や薬品の調達体制を整備するとともに、県、県内市町、政令指定都市、自衛隊、厚生労働省等への応援要請のための情報収集体制の整備など、防疫活動体制の整備を図る。 また、感染症等の発生に備え、即時に対応できるための体制づくりを行う。	
第 3 遺体の火葬体制の確立《健康福祉局環境衛生課》 多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場及び五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合の遺体の火葬等について、県及び周辺市町村等の協力を得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成 30 年 7 月豪雨時の対応を踏まえ、保健衛生対策にかかる体制の整備を修正する。
第 12 節 保健衛生・ごみ処理_____・遺体の火葬体制の整備
指定避難所（生活避難場所）を中心とした被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制及び多数の死者が生じた場合の遺体の火葬体制等を整備する。
第 1 保健衛生活動・ごみ処理体制の整備
1 被災者の健康の保持《健康福祉局健康推進課・ <u>保健センター</u> 》 保健師等による訪問指導・健康相談など被災者の健康を保持するための体制づくりを行う。
<u>2 被災地域の生活衛生の維持</u> 《健康福祉局医療政策課、健康推進課、食品保健課、食品指導課、環境衛生課》 食品衛生監視員及び環境衛生監視員等による食中毒・感染症予防、被災家屋の消毒指導や飲用水相談、食品関係施設及び環境衛生施設等の衛生指導など、被災地域の生活衛生を維持するための体制づくりを行う。
<u>3 生活環境の確保</u> 《環境局業務第一課・業務第二課、危機管理室災害予防課》 (1) 指定避難所（生活避難場所）の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結するとともに、設置までの間に使用するための簡易トイレについて、本章第 13 節第 8 に定めるとおり、指定避難所（生活避難場所）となる小学校等を中心に備蓄を行う。 (2) 被災地の衛生状態の保持のため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）を迅速に収集・処理するための特別ごみ処理班及び特別し尿処理班をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。 ごみ、し尿の排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。 _____ _____ _____
第 2 遺体の火葬体制の確立《健康福祉局環境衛生課》 多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場及び五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合の遺体の火葬等について、県及び周辺市町村等の協力を得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。

修 正 前			
震災対策編 第 2 章 震災予防計画 第 13 節 避難体制の整備			頁 69
第 8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備			
1 備蓄体制の整備《危機管理室災害対策課》			
(4) 備蓄物資と備蓄数量			
種別	品 目	数 量	備 考
食料	乾パン・クラッカー・アルファ化米	216,072 食	指定避難所（生活避難場所）のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	アレルギー対応アルファ化米	24,050 食	
	粉 ミ ル ク ・ 哺 乳 瓶	154 缶(大缶)	市立保育園で循環備蓄
	ア レ ル ギ ー 対 応 粉 ミ ル ク	2 缶(大缶) 8 缶(小缶)	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
生活必需品	保 温 シ ー ト	22,000 枚	指定避難所（生活避難場所）のうち、市立小学校に 100 セットずつ
	非 常 用 ア ル ミ シ ー ト	(目標)53,848 枚	
	毛 布	59,487 枚	指定避難所（生活避難場所）のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	生 理 用 品	27,584 個	
	紙 お む つ	18,564 枚	
	ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー	4,848 ロール	
	ウ ェ ッ ト タ オ ル	(目標)37,080 枚	
	マ ス ク	(目標) 28,850 枚	
	歯 み が き シ ー ト	(目標) 57,660 枚	
	簡 易 ト イ レ	1,212 セット	
	簡 易 ト イ レ 用 手 す り	424 セット	指定避難所（生活避難場所）に 2 セットずつ
	手 指 消 毒 剤	(目標) 212 本	指定避難所（生活避難場所）に 1 本ずつ
防災資機材	折 り た た み リ ヤ カ ー	212 台	指定避難所（生活避難場所）に 1 台ずつ
	手 回 し 充 電 ラ ジ オ ラ イ ト	212 個	指定避難所（生活避難場所）に 1 台ずつ
	発 電 機 ・ 投 光 器 ・ コ ー ド リ ー ル	212 セット	指定避難所（生活避難場所）に 1 セットずつ
	目 隠 し テ ン ト	424 張	指定避難所（生活避難場所）に 2 張ずつ
	ラ ジ オ	212 個	指定避難所（生活避難場所）に 1 台ずつ
自 主 防 災 組 織 用 救 助 資 機 材		212 セット	指定避難所（生活避難場所）に 1 セットずつ

修 正 後			
修 正 理 由 ○ 品目追加。			
第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 1 備蓄体制の整備《危機管理室災害対策課》 (4) 備蓄物資と備蓄数量			
種別	品 目	数 量	備 考
食料	乾パン・クラッカー・アルファ化米	216,072 食	指定避難所（生活避難場所）のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	アレルギー対応アルファ化米	24,050 食	
	粉 ミ ル ク ・ 哺 乳 瓶	154 缶(大缶)	市立保育園で循環備蓄
	ア レ ル ギ ー 対 応 粉 ミ ル ク	2 缶(大缶) 8 缶(小缶)	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
生活必需品	保 温 シ ー ト	22,000 枚	指定避難所（生活避難場所）のうち、市立小学校に 100 セットずつ
	非 常 用 ア ル ミ シ ー ト	(目標)53,848 枚	
	毛 布	59,487 枚	指定避難所（生活避難場所）のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	生 理 用 品	27,584 個	
	紙 お む つ	18,564 枚	
	ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー	4,848 ロール	
	ウ ェ ッ ト タ オ ル	(目標)37,080 枚	
	マ ス ク	(目標) 28,850 枚	
	歯 み が き シ ー ト	(目標) 57,660 枚	
	簡 易 ト イ レ	1,212 セット	
	簡 易 ト イ レ 用 手 す り	424 セット	指定避難所（生活避難場所）に 2 セットずつ
	手 指 消 毒 剤	(目標) 212 本	指定避難所（生活避難場所）に 1 本ずつ
	<u>ビ ニ ー ル 袋</u>	<u>2,120 枚</u>	<u>指定避難所（生活避難場所）に 10 枚ずつ</u>
防災資機材	折 り た た み リ ヤ カ ー	212 台	指定避難所（生活避難場所）に 1 台ずつ
	手 回 し 充 電 ラ ジ オ ラ イ ト	212 個	指定避難所（生活避難場所）に 1 台ずつ
	発 電 機 ・ 投 光 器 ・ コ ー ド リ ー ル	212 セット	指定避難所（生活避難場所）に 1 セットずつ
	目 隠 し テ ン ト	424 張	指定避難所（生活避難場所）に 2 張ずつ
	ラ ジ オ	212 個	指定避難所（生活避難場所）に 1 台ずつ
自 主 防 災 組 織 用 救 助 資 機 材		212 セット	指定避難所（生活避難場所）に 1 セットずつ

修 正 前				
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 108		
表3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務				
局等	部課等	分掌事務		
教育委員会事務局	総務部	●総務課 ■教育企画課 ■教育給与課		
		1 事務局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の 局内の伝達に関すること。 3 事務局職員の活動計画並びに命令の伝達及び局内各課の連絡調整に関すること。 4 事務局の所掌事務に係る情報 の取りまとめ及び 報告に関すること。 5 事務局に属する職員の招集に関すること。 6 事務局の庶務に関すること。 7 災害対策本部事務局への 局内の要員の派遣に関すること。 8 事務局の所掌事務に係る災害関係の予算及び資金に関すること。		
	■学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関すること。 2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関すること。 3 被災した児童・生徒の授業料 の減免・徴収猶予に関すること。 4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関すること。 5 二部授業の届出に関すること。 6 学校物品の被災状況の調査に関すること。		
		■施設課	1 学校施設の防護及び災害復旧に関すること。 2 学校施設の使用及び収容に関すること。 3 学校施設の被災状況の調査に関すること。 4 通学路に係る被害状況の取りまとめに関すること。	
			■育成課	1 被災した児童・生徒の総合相談等に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。
	■放課後対策課	1 所管施設の防護に関すること。		
	学校教育部	■教職員課	1 被災後における部内の総合調整に関すること。 2 教職員の防災体制計画に関すること。	
		学校事務センター	1 所管施設の防護に関すること。	
		■健康教育課	1 児童・生徒の避難指導に関すること。 2 学校における保健衛生に関すること。 3 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関すること。 4 給食施設・設備の衛生管理に関すること。	
			学校給食センター	1 所管施設の防護に関すること。
			■指導第一課	1 被災後における学校教育に係る調整に関すること。 2 被災後における学校教育の指導計画に関すること。
		■指導第二課 ■特別支援教育課 ■生徒指導課	1 被災後における学校教育の指導計画に関すること。	
		教育センター	1 所管施設の防護に関すること。	
教育機関		1 所管施設の防護に関すること。		
(略)				

修正後

修正理由

○広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正に伴い、当該計画の分掌事務についても変更する。

○総務課、教育企画課及び教育給与課については、実態にそぐわない記載を削除・修正するため。

○学事課については、減免・徴収猶予対象に市立高等学校の受講料が含まれるため。

○学校給食センター及び教育センターについては、教育機関に含まれるため。

表3－2－2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務	
教育委員会事務局	総務部	●総務課	
	■教育企画課 ■教育給与課	1 他課の応援に関すること。	
		■学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関すること。
			2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関すること。
	3 被災した児童・生徒の授業料等の減免・徴収猶予に関すること。		
	4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関すること。		
	5 二部授業の届出に関すること。		
	6 学校物品の被災状況の調査に関すること。		
	■施設課	1 学校施設の防護及び災害復旧に関すること。	
		2 学校施設の使用及び収容に関すること。	
		3 通学路に係る被害状況の取りまとめに関すること。	
青少年育成部	■育成課		
	■放課後対策課		
学校教育部	■教職員課		
	学校事務センター		
	■健康教育課	1 児童・生徒の避難指導に関すること。	
		2 学校における保健衛生に関すること。	
		3 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関すること。	
		4 給食施設・設備の衛生管理に関すること。	
		5 通学路に係る被害状況の取りまとめに関すること。	
	■指導第一課	1 被災後における学校教育に係る調整に関すること。	
2 被災後における学校教育の指導計画に関すること。			
■指導第二課 ■特別支援教育課 ■生徒指導課	1 被災後における学校教育の指導計画に関すること。		
教育機関		1 所管施設の防護に関すること。	
(略)			

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第8節 停電応急対策	頁 175
2 公共施設の機能確保《危機管理室、市有建築物管理担当課》 (2) 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、「大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定」(参考資料危機予-10)に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。 ①必要な燃料の油種、 数量等を連絡 施設管理者 ※通常の燃料調達が困難な場合 ③施設への燃料の供給 ※データベースは平常時 から相互に共有 市災害対策本部 ※燃料供給のため施設台帳を活用 ※各施設への燃料供給の優先度を精査 ②協定に基づく要請 広島県石油商業組合 なお、不足する場合には、<u>中国経済産業局</u>に必要な措置を要請する。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 2年前に体制が見直しされているため。	
2 公共施設の機能確保《危機管理室、市有建築物管理担当課》 (2) 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、「大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定」(参考資料危機予-10)に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。 ①必要な燃料の油種、 数量等を連絡 施設管理者 ※通常の燃料調達が困難な場合 ③施設への燃料の供給 ※データベースは平常時 から相互に共有 市災害対策本部 ※燃料供給のため施設台帳を活用 ※各施設への燃料供給の優先度を精査 ②協定に基づく要請 広島県石油商業組合 なお、不足する場合には、<u>広島県災害対策本部</u>に必要な措置を要請する。	

修 正 前				
震災対策編 第 7 章 危険物等災害対策 第 5 節 災害応急対策			頁 379	
別表 8 2 特に注意すべき毒劇物施設《県業務課、健康福祉局医療政策課》				
区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
中区	渡辺化学工業(株)	堺町二丁目 2-5	トルエン、ホルムアルデヒド	主 な 取 扱 品 目 の 特 性 に つ いては、 別表 9 1 を参 照
	中国電力(株)電源事業本部	小町 4-33	六弗化ウラン	
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南区	広島県製肥(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素、水酸化カリウム	
	<u>関西化成(有)</u>	<u>出島二丁目 19-16</u>	<u>硫酸</u>	
	<u>日本ペイント(株)</u> <u>広島工場（注）</u>	<u>仁保沖町 1-30</u>	<u>クロム酸ストロンチウム</u>	
西区	<u>クリタ分析センター(株)</u> <u>広島営業所</u>	<u>井口五丁目 6-14</u>	<u>硝酸第二水銀、シュウ酸、</u> <u>水酸化カリウム、硫酸、</u> <u>アンモニア</u>	
	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸、酒石酸 アンチモニカルカリウム	
安佐南区	(株)セブンリバー	伴西三丁目 5-1	水酸化ナトリウム	
	<u> </u>			

修 正 後				
修 正 理 由				
○ 施設の廃業等で施設数に増減があったため、施設数を修正する。				
別表 8				
2 特に注意すべき毒劇物施設《県業務課、健康福祉局医療政策課》				
区	事 業 所 名 称	所 在 地	主 な 取 扱 品 目	特性等
中 区	渡辺化学工業(株)	堺町二丁目 2-5	トルエン、ホルムアルデヒド	主 な 取 扱 品 目 の 特 性 に つ いては、 別表 9 1 を参 照
	中国電力(株)電源事業本部	小町 4-33	六弗化ウラン	
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南 区	広島県製肥(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素、水酸化カリウム	
	_____	_____	_____	
	_____	_____	_____	
西 区	_____	_____	_____	
	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸、酒石酸 アンチモニカルカリウム	
安 佐 南 区	(株)セブンリバー	伴西三丁目 5-1	水酸化ナトリウム	
	<u>渡辺化学工業(株)</u> <u>西風新都工場</u>	<u>伴西二丁目 4-7</u>	<u>塩化水素</u>	
安 佐 北 区	協和物産(株)	大林一丁目 7-7	水酸化ナトリウム	
佐 伯 区	_____	_____	_____	
	ラボテック(株)	五日市中央六丁目 9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、 硫酸、水酸化ナトリウム、酒石酸 アンチモニカルカリウム、アンモ ニア	

修 正 前

都市災害対策編

第 2 章 海上災害対策

第 2 節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所》

頁

304-305

1 広島港港湾区域

(略)

2 港湾施設

(1) 航路

(単位：m)

名称	位 置	水深	延長	幅員	備 考
第 一 航 路	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
— —	— — — — —	— —	— —	—	
第 四 航 路	廿日市木材港 30,000D／Wパースの沖 1,500 メートルまでの海面	-12.0	1,500	250	
第 五 航 路	五日市—11m岸壁の沖 1,350 メートルまでの海面	-12.0	13,000	250	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) 施設状況

(略)

(3) 利用状況

ア 入港船舶種別表(平成 28 年)

(単位：隻・トン)

区 分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合 計
隻 数	1,373	29,342	18,292	480	49,487
総トン数	27,247,536	10,757,667	7,875,671	216,632	46,097,506

※ 商船とは、客船、貨客船、貨物船、貨物船(各種専用船及びコンテナ船を含む。)及び油送船をいう。

※ 外航とは、外国航路に就航している船舶を、内航とは、内国航路に就航している船舶をいう。

イ 入港船舶階級別表(平成 28 年)

(単位：隻)

区分	10,000 総 トン以上	6,000 以上 10,000 未満	3,000 以上 6,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	500 以上 1,000 未満	500 総トン 未満	合 計
外航	437	401	496	38	—	—	1,373
内航	141	216	639	158	5,367	41,113	47,634

ウ 船舶乗降人員(平成 28 年)

(単位：人)

乗込人員	上陸人員	計
1,099,338	1,085,046	2,184,384

エ 大型旅客船の入港状況

資料 3 「大型旅客船の入港状況」のとおり。

修正後

修正理由

○ 時点修正。

1 広島港港湾区域

(略)

2 港湾施設

(1) 航路

(単位：m)

名称	位置	水深	延長	幅員	備考
第一航路	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三航路	廿日市木材港の沖 第四航路までの海面	-12.0	1,300	300	
第四航路	廿日市木材港 30,000D／Wパースの沖 1,500メートルまでの海面	-12.0	1,500	250	
第五航路	五日市―11m岸壁の沖 1,350メートルまでの海面	-12.0	1,300	250	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) 施設状況

(略)

(3) 利用状況

ア 入港船舶種別表(平成 29 年)

(単位：隻・トン)

区分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合計
隻数	1,359	26,891	17,364	456	46,070
総トン数	27,227,985	10,362,537	7,432,419	178,485	45,201,426

※ 商船とは、客船、貨客船、貨物船、貨物船(各種専用船及びコンテナ船を含む。)及び油送船をいう。

※ 外航とは、外国航路に就航している船舶を、内航とは、内国航路に就航している船舶をいう。

イ 入港船舶階級別表(平成 29 年)

(単位：隻)

区分	10,000 総 トン以上	6,000 以上 10,000 未満	3,000 以上 6,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	500 以上 1,000 未満	500 総トン 未満	合計
外航	435	488	398	38	-	-	1,359
内航	148	200	631	172	5,048	38,056	44,255

ウ 船舶乗降人員(平成 29 年)

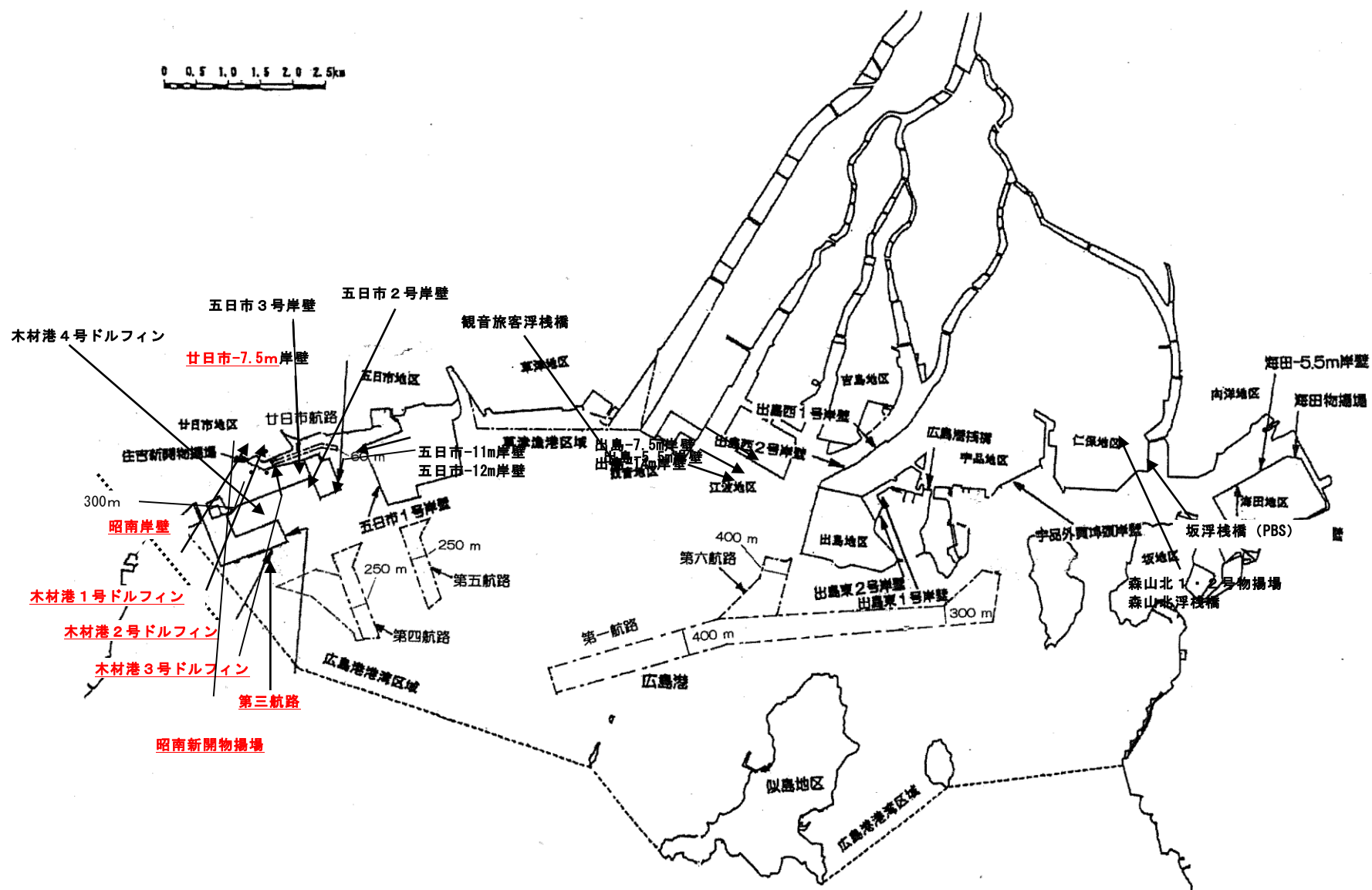
(単位：人)

乗込人員	上陸人員	計
984,896	994,611	1,979,507

エ 大型旅客船の入港状況

資料 3「大型旅客船の入港状況」のとおり。

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図



修 正 前						
都市災害対策編 第 2 章 海上災害対策 第 5 節 災害応急対策					頁 316-317	
資料 2 公共けい留施設の現況						
平成29年4月1日現在						
地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面推進 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
似島	似島栈橋	95	-3.8		2	フェリー用(港内)
	似島学園前栈橋	75	-3.5		3	フェリー用(港内)
	似島家下ー2m前栈橋	44	-2.0			
	似島大黃浮栈橋	60	-2.0			
	似島西浮栈橋	20	-3.0			
	似島物揚場	36	-2.0			
地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面推進 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
五日市	五日市地区岸壁(ー12m)	270	-12.0	30,000	1	耐震強化岸壁
	五日市地区岸壁(ー11m)	190	-11.0	18,000	1	
	五日市1号岸壁	390	-7.5	5,000	3	
	五日市2号岸壁	450	-5.5	2,000	5	
	五日市3号岸壁	70	-4.5		1	
	五日市 PBS	583	-2.0			モーターボート・ヨット用
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
※ D／Wとは載貨重量トン数を、G／Tとは総トン数を示す。						
資料 3 大型旅客船の入港状況						
区 分	外 航		内 航		計	
	隻数	最大船舶 (総トン数)	隻数	最大船舶 (総トン数)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
平成 29 年	4 6	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 1 6 7 , 8 0 0	7	ぱしふいつくびいなす 2 6 , 5 9 4	5 3	
――	――	――	――	――	――	

修正後

修正理由
○ 時点修正。

資料2 公共けい留施設の現況

平成30年4月1日現在

地区名	施設名	けい留施設				概要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
似島	似島栈橋	95	-3.8		2	フェリー用(港内)
	似島学園前栈橋	75	-3.5		3	フェリー用(港内)
	似島家下ー2m物揚場	44	-2.0			
	似島大黃浮栈橋	60	-2.0			
	似島西浮栈橋	20	-3.0			
	似島物揚場	36	-2.0			

地区名	施設名	けい留施設				概要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
五日市	五日市地区岸壁(ー12m)	270	-12.0	30,000	1	耐震強化岸壁
	五日市地区岸壁(ー11m)	190	-11.0	18,000	1	
	五日市1号岸壁	390	-7.5	5,000	3	
	五日市2号岸壁	450	-5.5	2,000	5	
	五日市3号岸壁	70	-4.5		1	
	五日市 PBS	583	-2.0			モーターボート・ヨット用
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

※ D／Wとは載貨重量トン数を、G／Tとは総トン数を示す。

資料3 大型旅客船の入港状況

区 分	外 航		内 航		計
	隻数	最大船舶 (総トン数)	隻数	最大船舶 (総トン数)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成 29 年	41	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 1 6 7 , 8 0 0	6	ぱしふいつくびいなす 2 6 , 5 9 4	47
平成 30 年	40	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 1 6 7 , 8 0 0	8	飛鳥Ⅱ 5 0 , 1 4 2	48

修 正 前	
都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 第2節 市域における鉄道施設等の現況《各鉄軌道事業者》	頁 343
本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。 このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）約 <u>10.8</u> 万人となっており、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。 また、平成 6 年に開業した広島高速交通のアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和 40 年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するために建設され、現在、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 6 万人となっており、市民生活に定着している。 鉄軌道施設の概要は、資料 1 のとおりである。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 利用者数を最新の実績に変更するもの。
本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。 このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）約 <u>10.7</u> 万人となっており、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。 また、平成 6 年に開業した広島高速交通のアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和 40 年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するために建設され、現在、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 6 万人となっており、市民生活に定着している。 鉄軌道施設の概要は、資料 1 のとおりである。

修 正 前				
都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 資料1 鉄軌道施設の概要			頁 348	
○ 広島電鉄株式会社				
区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1 号 線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複 27)	8.0km	<u>2 4 8</u> 本
2 号 線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複 20)	5.4km	<u>2 5 0</u> 本
3 号 線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複 29)	9.2km	<u>2 3 0</u> 本
5 号 線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複 11)	6.0km	2 1 6 本
6 号 線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複 20)	6.1km	1 7 6 本
7 号 線	横川駅～紙屋町～広電本社前	15(重複 15)	4.5km	1 6 0 本
8 号 線	横川駅～十日市～江波	12(重複 7)	4.4km	1 8 2 本
9 号 線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>2 5 0</u> 本
宮 島 線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	<u>2 7 3</u> 本
※ 利用者数(一日平均)～市内線 (<u>108</u> 千人)、宮島線 (48千人)【平成 <u>28</u> 年度実績】				

修 正 後				
修 正 理 由 ○ ダイヤ改正により運行本数が変更になったもの。 ○ 利用者数を最新の実績に変更するもの。				
○ 広島電鉄株式会社				
区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複 27)	8.0km	<u>243</u> 本
2号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複 20)	5.4km	<u>236</u> 本
3号線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複 29)	9.2km	<u>185</u> 本
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複 11)	6.0km	216本
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複 20)	6.1km	176本
7号線	横川駅～紙屋町～広電本社前	15(重複 15)	4.5km	160本
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複 7)	4.4km	182本
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>230</u> 本
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	<u>274</u> 本
※ 利用者数(一日平均)～市内線 (<u>107</u> 千人)、宮島線 (48千人)【平成 <u>29</u> 年度実績】				

修 正 前

都市災害対策編

第 5 章 道路災害対策

第 5 節 高速道路等の概要 資料 1

頁

355

高速道路等の概要

道 路 名	区 間	管 理 者	交通量(1日当り)	設 備 機 器 等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島高速 1 号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>50,141台</u>	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速 2 号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速 3 号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速 4 号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃	<u>16,591台</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、平成27年度実績である。

※ (略)

修 正 後				
修 正 理 由				
○ 時点修正。				
高速道路等の概要				
道 路 名	区 間	管 理 者	交通量(1日当り)	設 備 機 器 等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島高速 1 号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>54,261台</u>	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速 2 号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速 3 号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速 4 号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃	<u>16,754台</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、平成29年度実績である。

※ (略)

修 正 前														
都市災害対策編 第 7 章 危険物等災害対策 第 2 節 市域における危険物等施設の現況	頁 372													
2 毒物劇物施設の現況《県薬務課、健康福祉局医療政策課》 毒物劇物施設は 851 施設となっている。 (平成 28 年 3 月 31 日現在)														
<table><tr><th>区 分</th><th>施 設 数</th></tr><tr><td rowspan="3">毒物劇物営業者</td><td>製造業 9 (うち大臣登録 2)</td></tr><tr><td>輸入業 2 (うち大臣登録 2)</td></tr><tr><td>販売業 827 (うち現物取扱 468)</td></tr><tr><td rowspan="4">業務上取扱者 (届出業者)</td><td>電気メッキ業 7</td></tr><tr><td>金属熱処理業者 1</td></tr><tr><td>運送業 4</td></tr><tr><td>しろあり防除業者 1</td></tr><tr><td>計</td><td>851</td></tr></table>	区 分	施 設 数	毒物劇物営業者	製造業 9 (うち大臣登録 2)	輸入業 2 (うち大臣登録 2)	販売業 827 (うち現物取扱 468)	業務上取扱者 (届出業者)	電気メッキ業 7	金属熱処理業者 1	運送業 4	しろあり防除業者 1	計	851	
区 分	施 設 数													
毒物劇物営業者	製造業 9 (うち大臣登録 2)													
	輸入業 2 (うち大臣登録 2)													
	販売業 827 (うち現物取扱 468)													
業務上取扱者 (届出業者)	電気メッキ業 7													
	金属熱処理業者 1													
	運送業 4													
	しろあり防除業者 1													
計	851													
このうち、特に注意すべき毒物劇物施設（広島県地域防災計画）は 13 施設である（別表 8 参照）。 なお、毒物劇物については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。														

修 正 後

修 正 理 由

○ 時点修正。

2 毒物劇物施設の現況《県薬務課、健康福祉局医療政策課》

毒物劇物施設は 852 施設となっている。(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区 分		施 設 数
毒物劇物営業者	製造業	10（うち大臣登録 2）
	輸入業	2（うち大臣登録 2）
	販売業	827（うち現物取扱 468）
業務上取扱者 （届出業者）	電気メッキ業	7
	金属熱処理業者	1
	運送業	4
	しろあり防除業者	1
計		851

このうち、特に注意すべき毒物劇物施設（広島県地域防災計画）は 14 施設である（別表 8 参照）。
なお、毒物劇物については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。

修正前

都市災害対策編

第 7 章 危険物等災害対策

第 5 節 災害応急対策

頁

379

別表 8

2 特に注意すべき毒物劇物施設《県業務課、健康福祉局医療政策課》

区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
中区	渡辺化学工業(株)	堺町二丁目 2-5	トルエン、ホルムアルデヒド	主な取扱品目の特性については、 別表 9 1 を参照
	中国電力(株)電源事業本部	小町 4-33	六弗化ウラン	
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南区	広島県製肥(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素、水酸化カリウム	
	関西化成(有)	出島二丁目 19-16	硫酸	
	日本ペイント(株) 広島工場（注）	仁保沖町 1-30	クロム酸ストロンチウム	
西区	クリタ分析センター(株) 広島事業所	井口五丁目 6-14	硝酸第二水銀、シュウ酸、 水酸化カリウム、硫酸、 アンモニア	
	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸、酒石酸 アンチモニカルカリウム	
安佐南区	(株)セブンリバー	伴西三丁目 5-1	水酸化ナトリウム	
安佐北区	協和物産(株)	大林一丁目 7-7	水酸化ナトリウム	
佐伯区	野地元薬品商会	三宅三丁目 8-20-6	塩化水素、水酸化ナトリウム	
	ラボテック(株)	五日市中央六丁目 9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、 硫酸、水酸化ナトリウム、酒石酸 アンチモニカルカリウム、アンモ ニア	

(注) 危険物施設として第 4 類（引火性）非水溶性液体を貯蔵

修 正 後

修 正 理 由

○ 時点修正。

別表 8

2 特に注意すべき毒物劇物施設《県業務課、健康福祉局医療政策課》

区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等
中 区	渡辺化学工業(株)	堺町二丁目 2-5	トルエン、ホルムアルデヒド	主な取扱品 目の特性に ついては、 別表 9] 1 を 参照
	中国電力(株)電源事業本部	小町 4-33	六弗化ウラン	
	西部ケミカル(株)	広瀬町 8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目 8-6	ホルムアルデヒド	
南 区	広島県製肥(株)	出島一丁目 32-82	過酸化水素、水酸化カリウム	
	関西化成(有)	出島二丁目 19-16	硫酸	
	日本ペイント(株) 広島工場（注）	仁保沖町 1-30	クロム酸ストロンチウム	
西 区	クリタ分析センター(株) 広島事業所	井口五丁目 6-14	硝酸第二水銀、シュウ酸、 水酸化カリウム、硫酸、 アンモニア	
	中外テクノス(株)	横川新町 9-12	水酸化ナトリウム、硫酸、酒石酸 アンチモニカルカリウム	
安 佐 南 区	(株)セブンリバー	伴西三丁目 5-1	水酸化ナトリウム	
	<u>渡辺化学工業(株)西風新都 工場</u>	<u>伴西二丁目 4-7</u>	<u>塩化水素</u>	
安 佐 北 区	協和物産(株)	大林一丁目 7-7	水酸化ナトリウム	
佐 伯 区	野地元薬品商会	三宅三丁目 8-20-6	塩化水素、水酸化ナトリウム	
	ラボテック(株)	五日市中央六丁目 9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、 硫酸、水酸化ナトリウム、酒石酸 アンチモニカルカリウム、アンモ ニア	

(注) 危険物施設として第 4 類（引火性）非水溶性液体を貯蔵